

素案

第3次幸手市地域福祉計画



幸手市マスコットキャラクター
さっちゃん

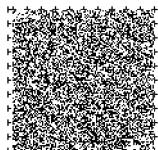
第2次幸手市再犯防止推進計画

幸手市成年後見制度利用促進基本計画



令和8年1月
幸 手 市

音声コード掲載イメージ
(uni-voice)



(表紙裏)

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉の考え方	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	7

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 統計データの状況	9
2 地域活動の状況	17
3 市民ニーズの状況	19
4 第2次計画の評価及び課題	35

第3章 計画の理念・方針

1 計画の目指す姿（基本理念）	43
2 基本目標	44
3 施策の体系	45
4 地域福祉を推進するイメージ	46

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 地域福祉を支える人づくり

施策1 福祉に関する教育・啓発の推進	47
施策2 地域福祉を担う人材の確保とボランティアの促進	49

基本目標Ⅱ 支え合いのある地域づくり

施策1 地域で支え合う福祉コミュニティの創出	51
施策2 生きがい・交流・社会参加・就労の場づくり	53
施策3 再犯防止の推進（第2次幸手市再犯防止推進計画）	55

基本目標Ⅲ 地域福祉の基盤づくり

施策1 身近な相談・支援の推進	59
-----------------------	----

施策 2 保健・医療・福祉の連携の推進	61
施策 3 情報提供及び福祉サービスの充実	63
基本目標IV 安心できる生活の基盤づくり	
施策 1 安全・安心な暮らしの確保	65
施策 2 誰もが住みよいまちづくりの推進	67
施策 3 権利擁護の推進（幸手市成年後見制度利用促進基本計画）	69
第5章 計画の推進	
1 協働による計画の推進体制	75
2 計画の点検・進行管理	77

第1章 計画策定にあたって

(裏白)

第1章 計画策定にあたって

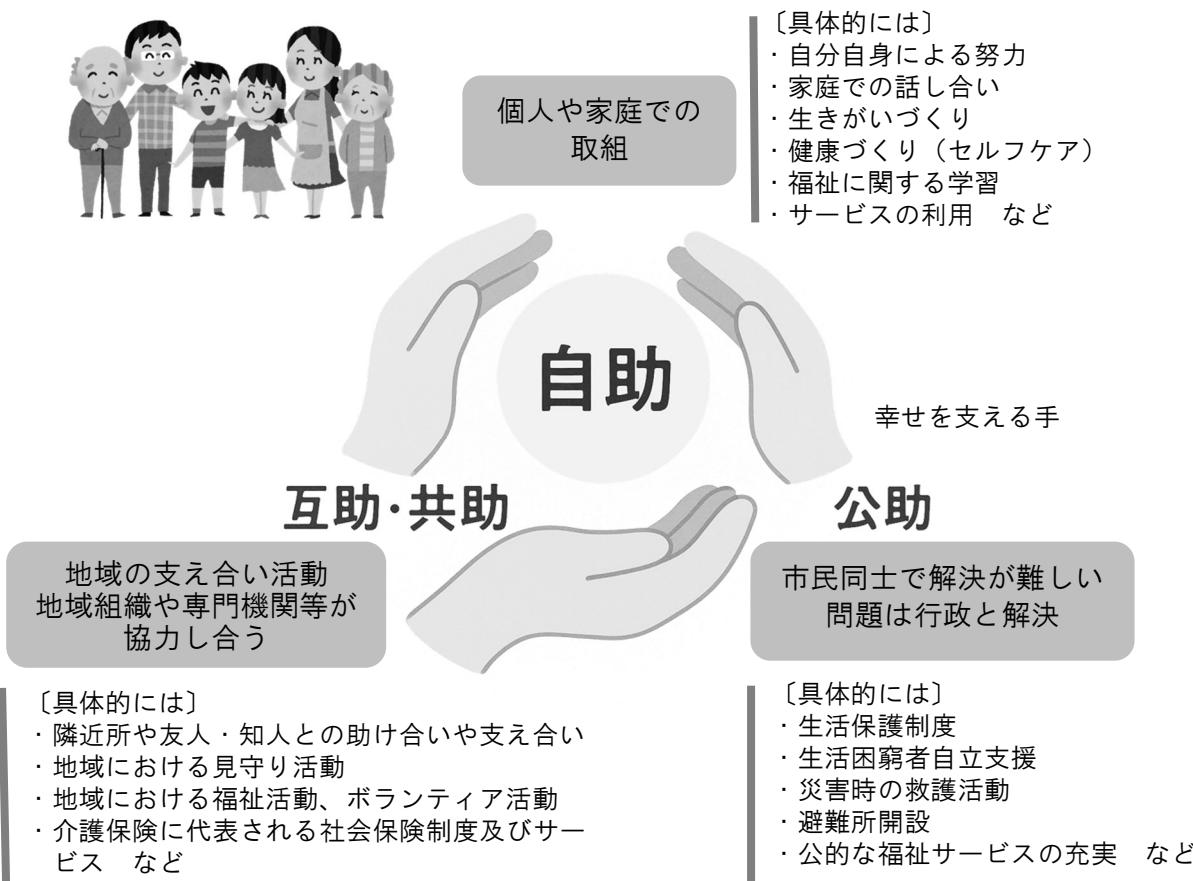
1 地域福祉の考え方

皆さんがある地域には、こどもやお年寄り、障がいのある方や病気の方などいろいろな人が一緒に暮らしています。この地域に住むだれもが、安心してその人らしい生活を送れるよう、みんなが協力していろいろな問題の解決を目指していく地域づくりが大切です。

日常生活の身の回りで発生するいろいろな問題に対し、個人や家庭による「自助」だけでは解決が難しい福祉課題については、地域の支え合い活動や専門機関等による「互助・共助」で解決を目指し、それでも解決が難しい問題は「公助」で解決していくという、それぞれ役割を持った考え方が重要となってきます。

この「自助」、「互助・共助」、「公助」の考え方を踏まえた地域の助け合いによる福祉、これが「地域福祉」です。

■地域福祉を推進する役割のイメージ



2 計画策定の趣旨

国は、制度や分野ごとに捉えられてきた課題に対し、支援する側とされる側という関係を越えて市民一人ひとりが「我が事」として、さらに分野や世代に関わらず「丸ごと」つながる支え合いの中で安心して暮らせる「地域共生社会の実現」を掲げています。また、各自治体では「住民相互の支え合い機能強化、公的支援との協働による地域課題解決の体制整備」、「複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築」、「地域福祉計画の充実」が図られることになりました。

本市においては、令和3年3月に「第2次幸手市地域福祉計画」を策定し、「一人ひとりが手を取り支え合う、地域に根ざした幸手の福祉」を基本理念に定め、地域と行政の協働による地域福祉を推進していく中で、すべての市民が住み慣れた地域とともに安心して暮らせる地域共生社会*の実現に取り組んできました。このたび、第2次幸手市地域福祉計画が期間満了を迎えることから、近年の社会潮流や本市の地域福祉を取り巻く状況を踏まえ「第3次幸手市地域福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

本市では少子高齢化が進み、高齢者の一人暮らし世帯も増加しています。また、支援を必要とする要介護高齢者や障がいのある人も増加しており、様々な日常生活の課題に対し、地域包括ケアの取組など支え合い、助け合い活動の中で安心して暮らし続けられる地域コミュニティが重要となっています。今回、本計画は、“手づくりの幸せづくり”をキーワードに、市民、行政、社会福祉法人やNPO等の関係団体、企業等がともに力を合わせ、「一人ひとりが手を取り支え合う、地域に根ざした幸手の福祉」の実現を目指していきます。

* 地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

「地域福祉計画」は、次の5つの事項について具体的な内容を盛り込む必要があります。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

出典：市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の地域福祉計画策定ガイドライン
(厚生労働省)

■ 地域福祉の推進について

社会福祉法第4条第3項は、地域住民や福祉関係者が、(1)本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、様々な地域生活課題を把握するとともに、(3)行政などと協働し、課題を解決していくことが必要である旨を定め、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念を明確化しています。

(地域福祉の推進)

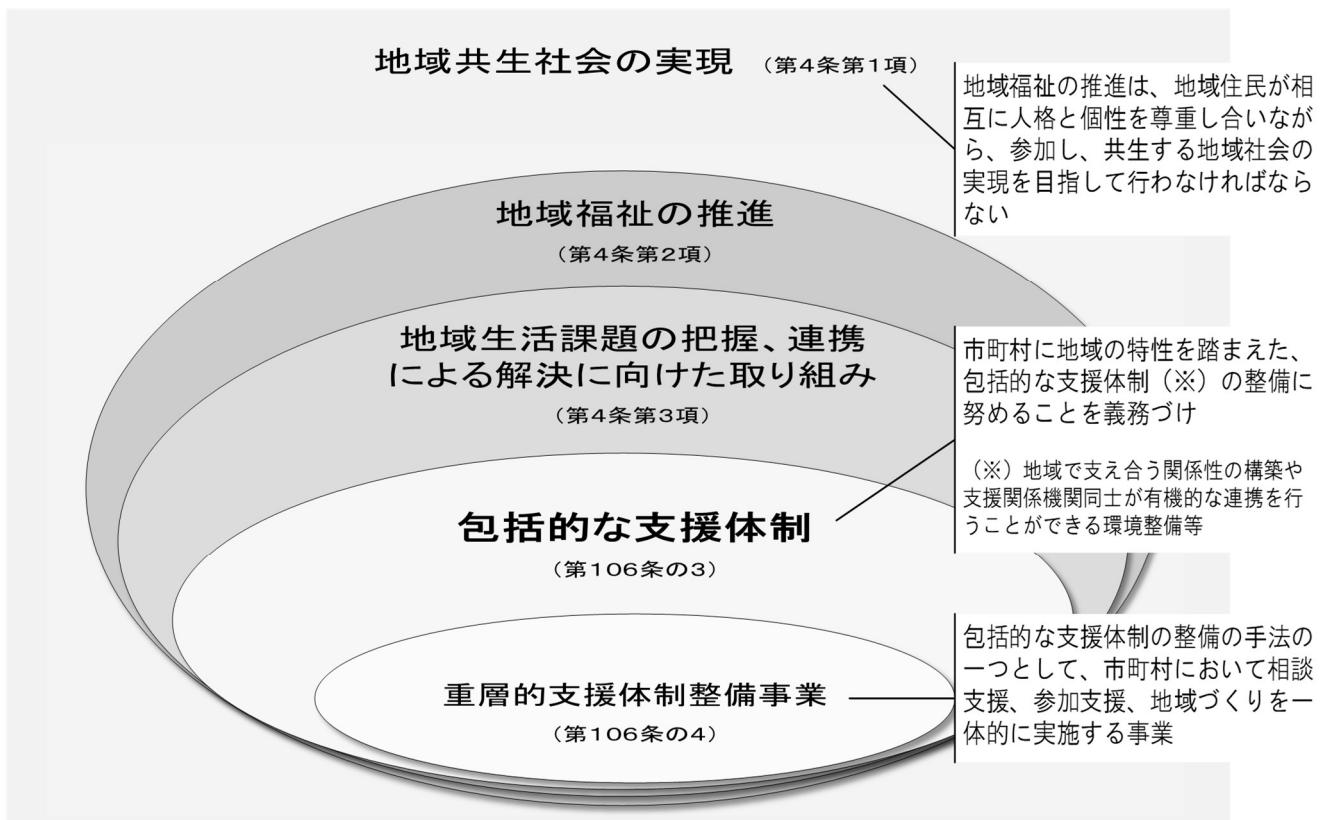
第4条

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

■ 地域共生社会の実現に向けた取組（包括的な支援体制の整備）について

社会福祉法で市町村は、地域住民と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされています。この包括的な支援体制の整備に向けては「地域づくり」と「個別支援」を両輪で充実させていく必要があります。

本市では、包括的な支援体制の構築に向けて、ウェルス幸手を中心とした「しっかりした支援・福祉サービス提供」に努めるとともに、地域生活課題の把握、連携による解決に向けた取組は、地域団体やボランティアによる「地域のゆるやかなつながり」を大切にして、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。



参照：厚生労働省（社会福祉法の概要資料より）

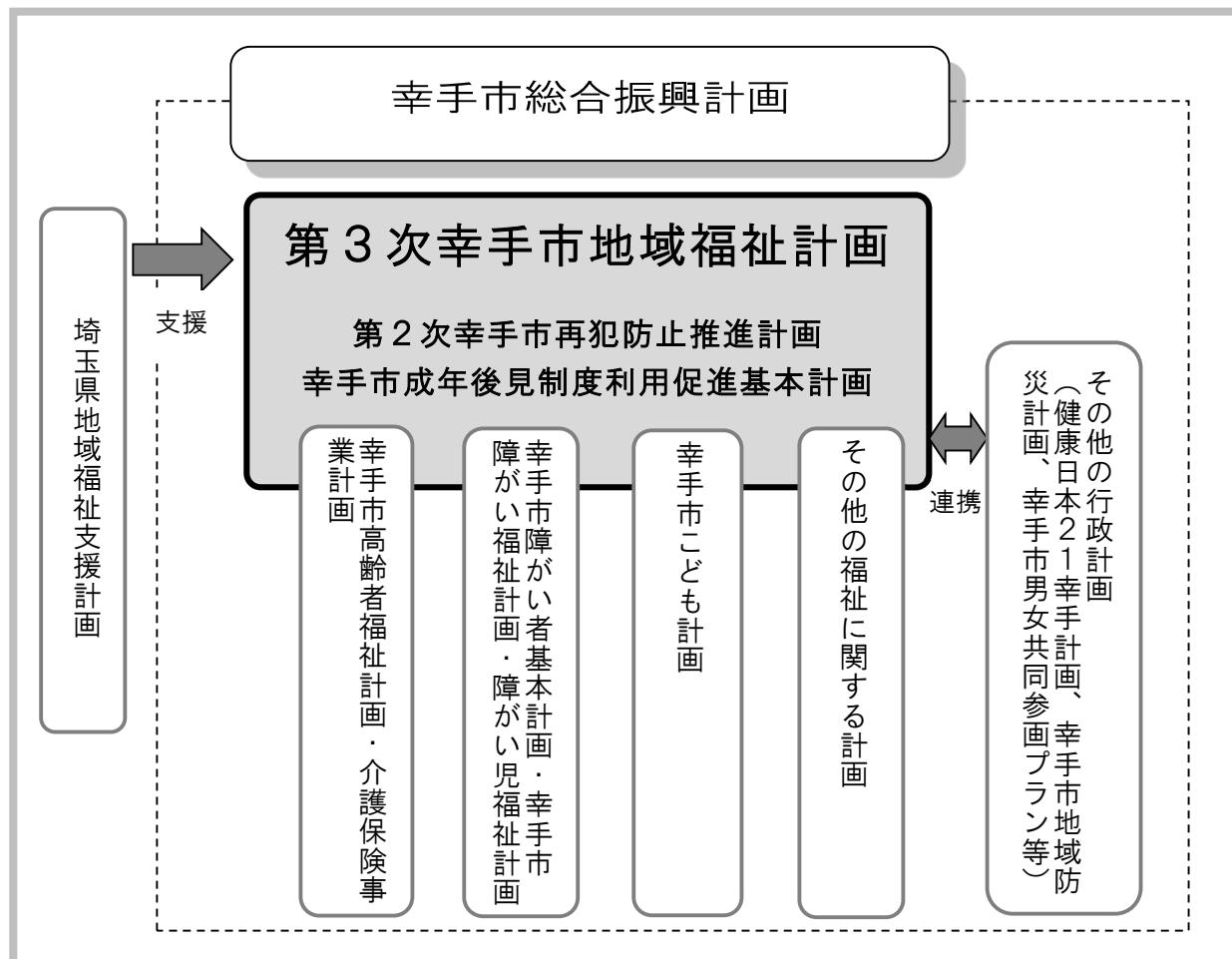
3 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

本計画は、社会福祉法第107条に定められる市町村地域福祉計画となります。また、幸手市総合振興計画を上位計画として市の諸計画と整合性を図り推進するものです。

また、再犯防止推進法第8条第1項に基づく「第2次幸手市再犯防止推進計画」を第4章 基本目標Ⅱ 施策3に位置づけるとともに、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく「幸手市成年後見制度利用促進基本計画」を第4章 基本目標Ⅳ 施策3に位置づけ一体的に推進します。

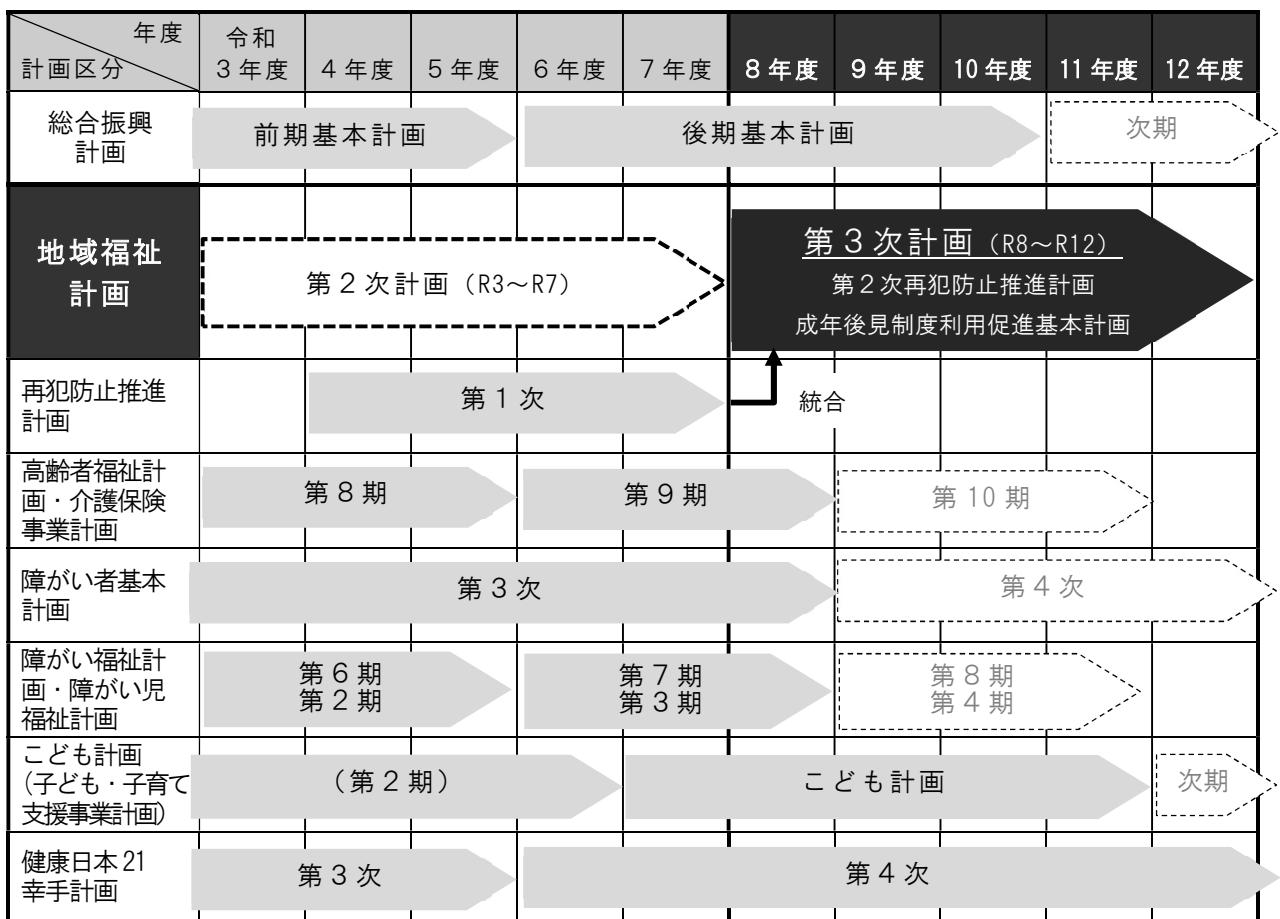
■計画の位置づけ



4 計画の期間

「第3次幸手市地域福祉計画」は、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画とします。

■計画の期間



5 計画の策定体制

地域福祉計画は地域ぐるみで推進する計画であることから、地域福祉に関するアンケート調査やヒアリング調査を実施するなど、市民の多様な意見を集約するための様々な手法を取り入れて計画を策定しました。

(1) 計画策定組織

○策定委員会

市民及び地域の医療福祉関係者、地域福祉を担当する者からなる「幸手市地域福祉計画策定委員会」及び関係機関において、計画内容の審議を行いました。

○庁内調整（市関係所管課等）

庁内の関係各課等に計画の進捗状況等を把握するとともに計画策定に向けた取組について協議のうえ、計画内容の調整と検討を行いました。

(2) アンケート調査

市民ならびに地域団体、事業者に対し、地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

種類	調査対象者	調査方法	有効回答数
① 市民アンケート	18歳以上の市民 2,000人を無作為抽出	郵送配布・回収	883人 (44.2%)
② 地域団体アンケート	ボランティア団体、 福祉関係団体 38 団体	ボランティア団体は社会福祉 協議会を通じて送付。福祉関 係団体は郵送配布・回収	33 団体 (86.8%)
③ 事業者アンケート	70 事業所	郵送配布・回収	35 事業所 (50.0%)

【調査期間】令和6年11月1日（金）から11月20日（水）まで

(3) ヒアリング調査

地域福祉に関する地域団体及び事業者アンケートの内容と合わせて、地域福祉の現状と課題及び、今後、福祉のまちづくりを進めていくうえで大切と思われる視点などについてヒアリングを実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画内容について、市民から意見を聴取するため、パブリックコメント（意見聴取）を実施しました。

(裏白)

第2章 地域福祉を取り巻く状況

(裏白)

第2章 地域福祉を取り巻く状況

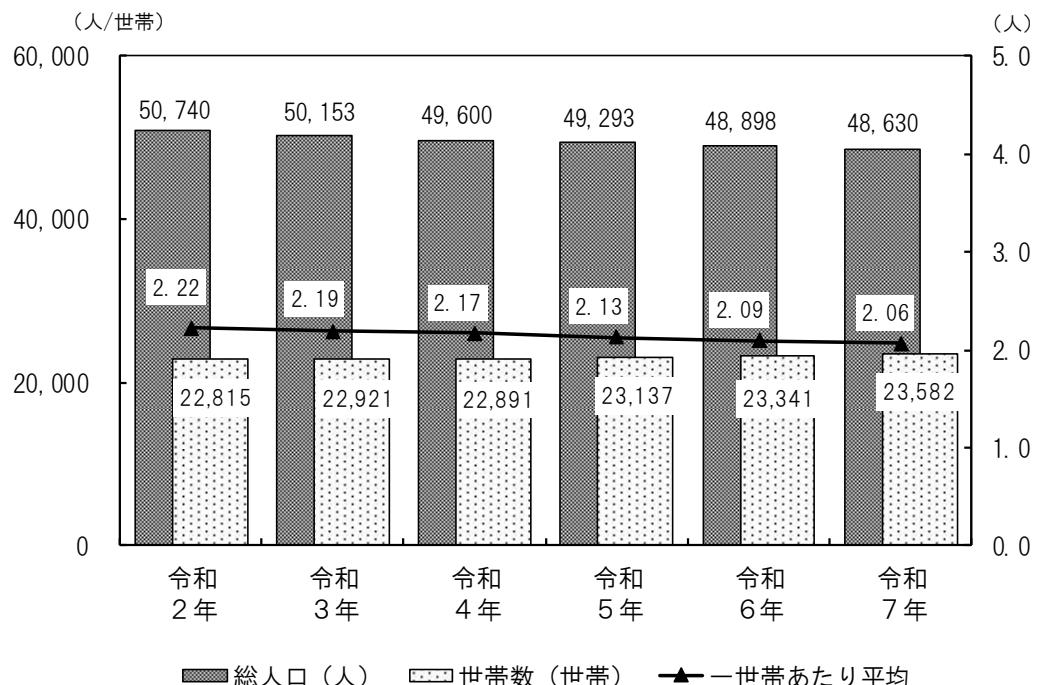
1 統計データの状況

(1) 人口等の状況

① 総人口と世帯の推移

本市の総人口の推移をみると、令和7年4月1日現在48,630人で減少傾向が続いています。しかし、世帯数は23,582世帯で増加しており、一世帯あたり平均2.06人です。

■総人口と世帯数の推移

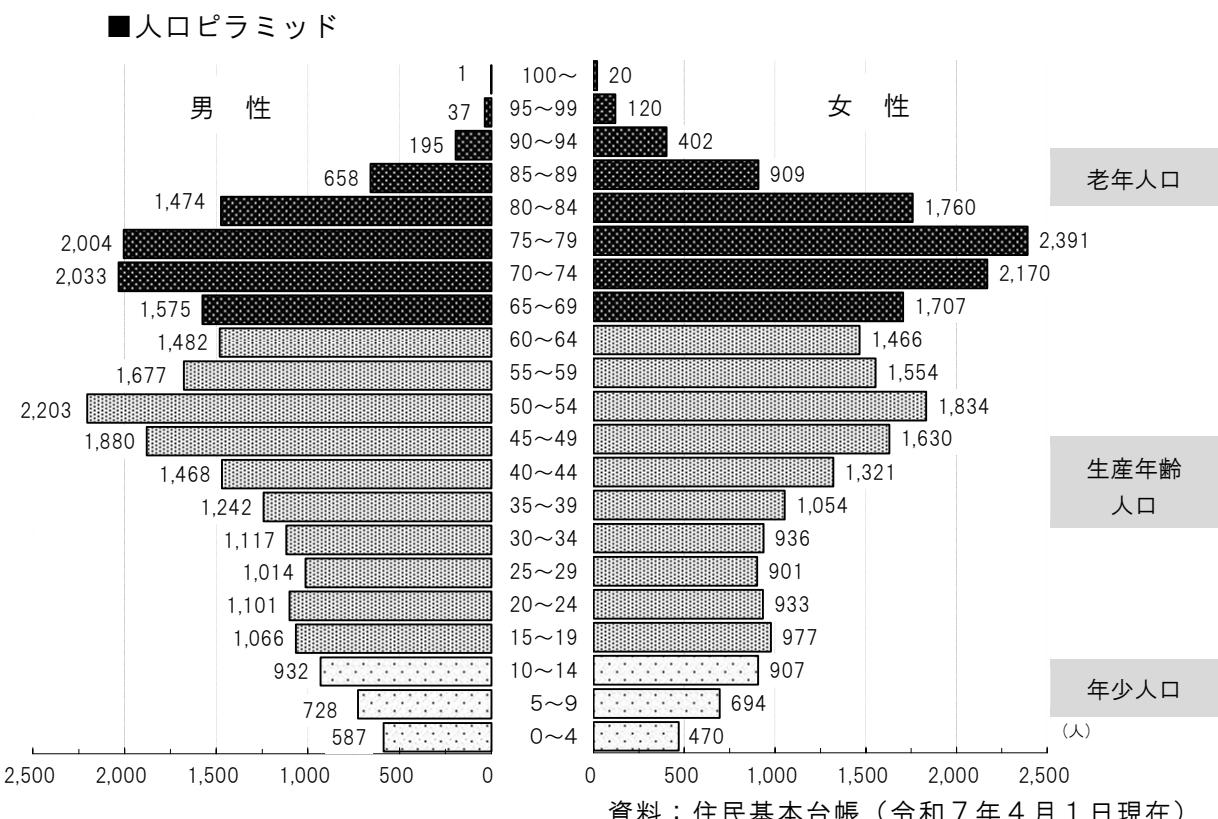


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※外国人を含む

② 人口構造

人口構造をみると、令和7年4月1日現在、男性は“50～54歳”の人口が最も多い、次に“70～74歳”が続いています。女性は“75～79歳”的人口が最も多い、次に“70～74歳”が続いています。

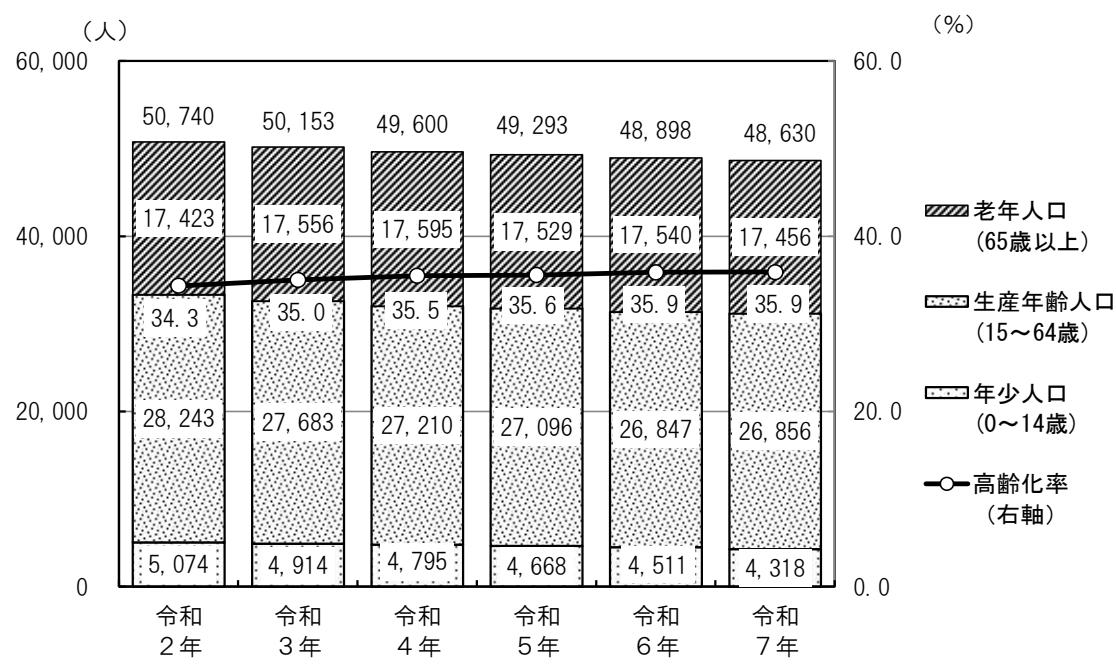


③ 年齢3区分別人口の状況

総人口が減少する中で、老人人口はおおむね横ばいとなっています。

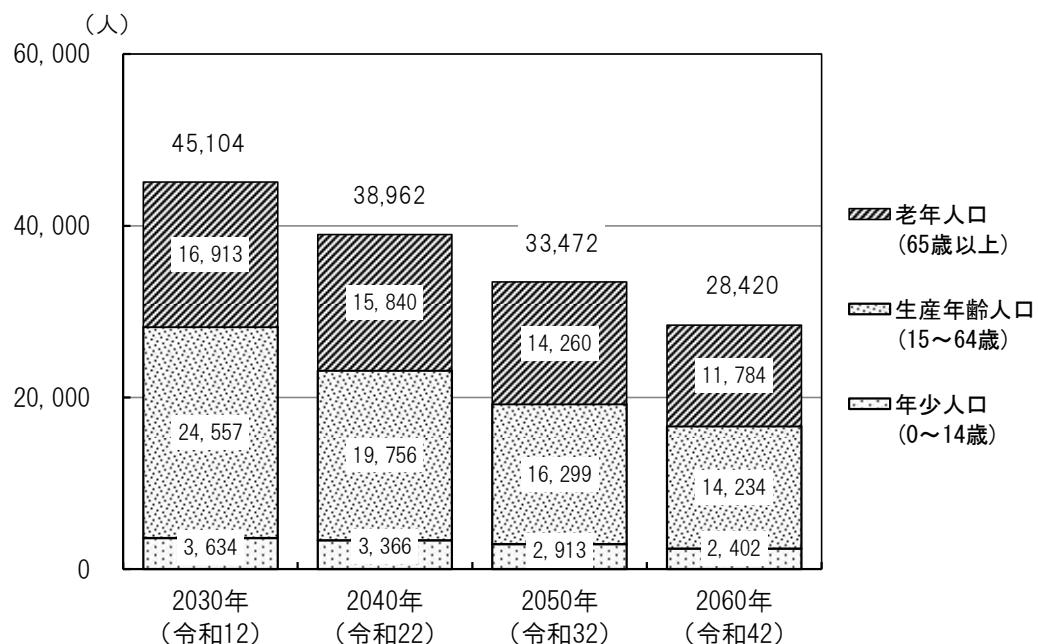
また、将来人口推計をみると、今後は老人人口も減少していくことが見込まれています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■将来人口推計（年齢3区分別）



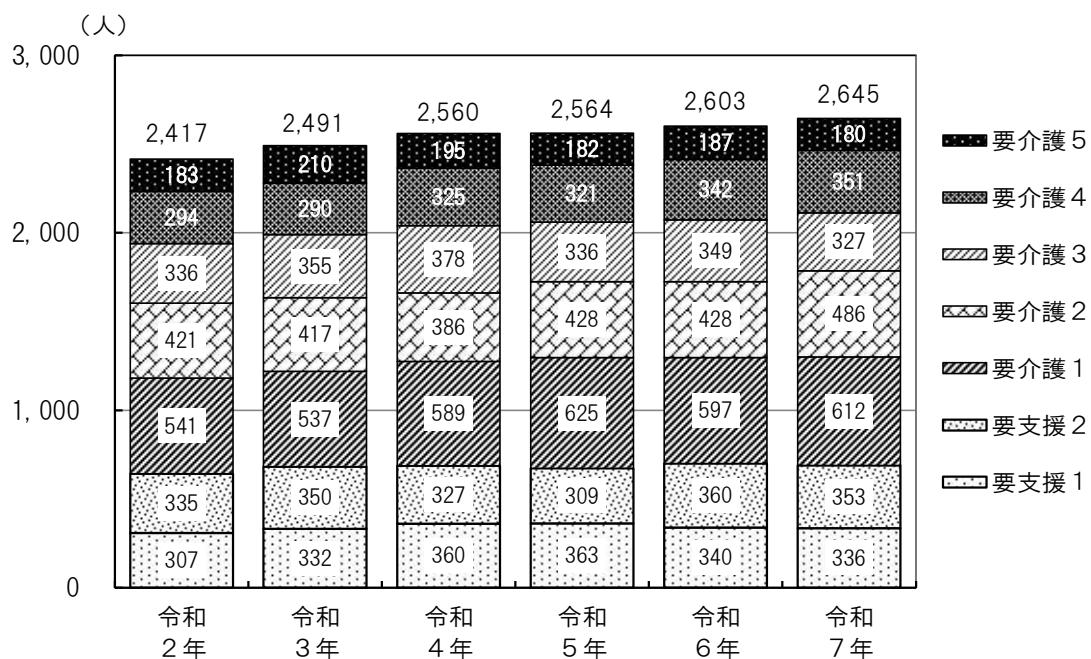
資料：第6次幸手市総合振興計画 後期基本計画

(2) 分野別の状況

① 高齢者の状況

令和7年9月末現在の要支援・要介護認定者の合計は2,645人で、「要介護1」が612人で多くなっています。さらに、令和7年3月31日現在、高齢者単身世帯が4,579世帯(19.4%)で増加しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）
(第1号被保険者及び第2号被保険者計)

■高齢者単身世帯数の推移

（単位：世帯）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高齢者単身世帯	4,072	4,175	4,255	4,456	4,579
対世帯総数の割合	17.7%	18.2%	18.3%	19.0%	19.4%

■高齢者のみ世帯数（高齢者単身世帯を除く）の推移

（単位：世帯）

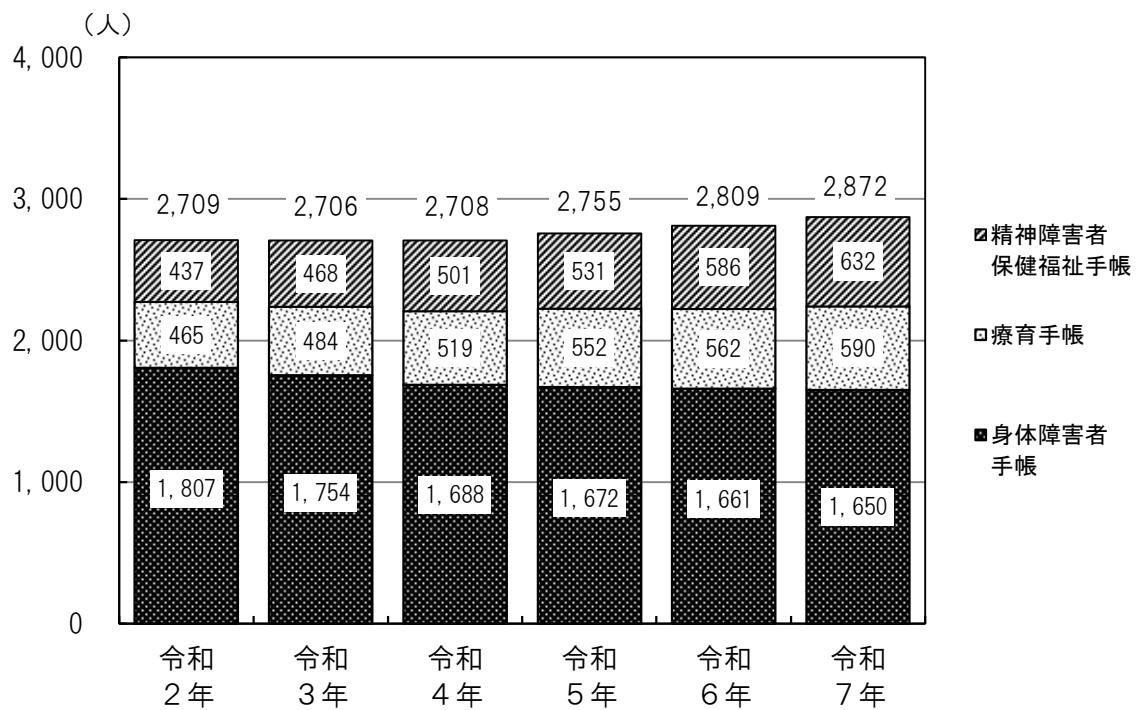
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高齢者のみ世帯	3,572	3,603	3,632	3,661	3,619
対世帯総数の割合	15.5%	15.7%	15.6%	15.6%	15.3%

資料：介護福祉課（各年3月31日現在）

② 障がい者（児）の状況

本市の障害者手帳の所持者は増加傾向です。そのうち、身体障害者手帳所持者が令和7年3月31日現在1,650人です。なお、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向です。

■障害者手帳所持者の推移



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

注) 障害者手帳：身体障がいのある人は「身体障害者手帳」、知的障がいのある人は「療育手帳」、精神障がいのある人は「精神障害者保健福祉手帳」がそれぞれ申請・認定等のうえ交付されます。

■難病の方の状況

令和6年3月31日現在、本市の難病患者数（指定難病医療受給者（※県単独疾患を含む。））は合計で386人です。（幸手保健所調べ）

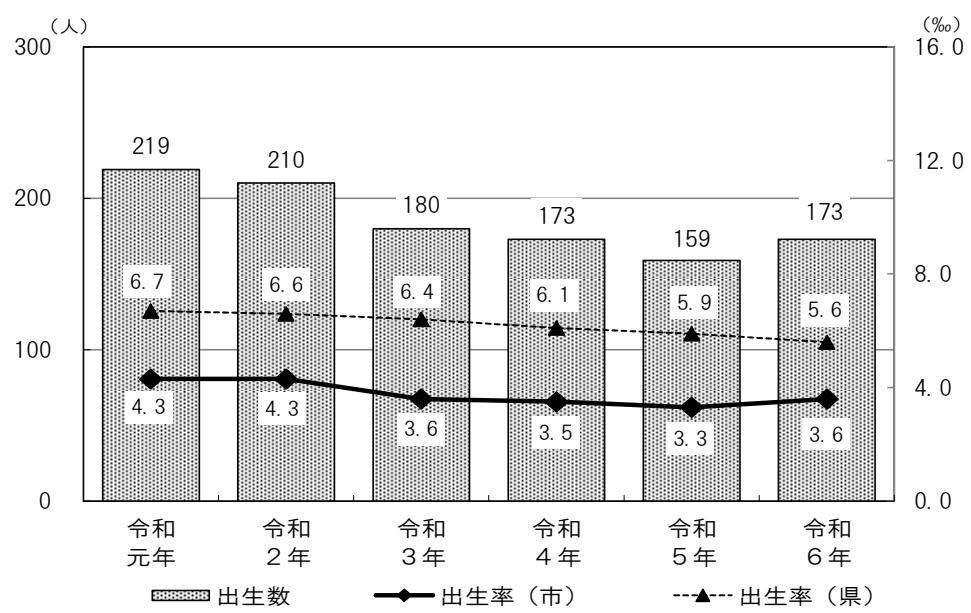
本市において患者数の多い指定難病は、「潰瘍性大腸炎」、「パーキンソン病」、「全身性エリテマトーデス」等となっています。

③ 子どもの状況

全国的に少子化傾向の中で、本市の出生数も減少傾向ですが、令和6年の出生数は173人で前年よりも増加しました。

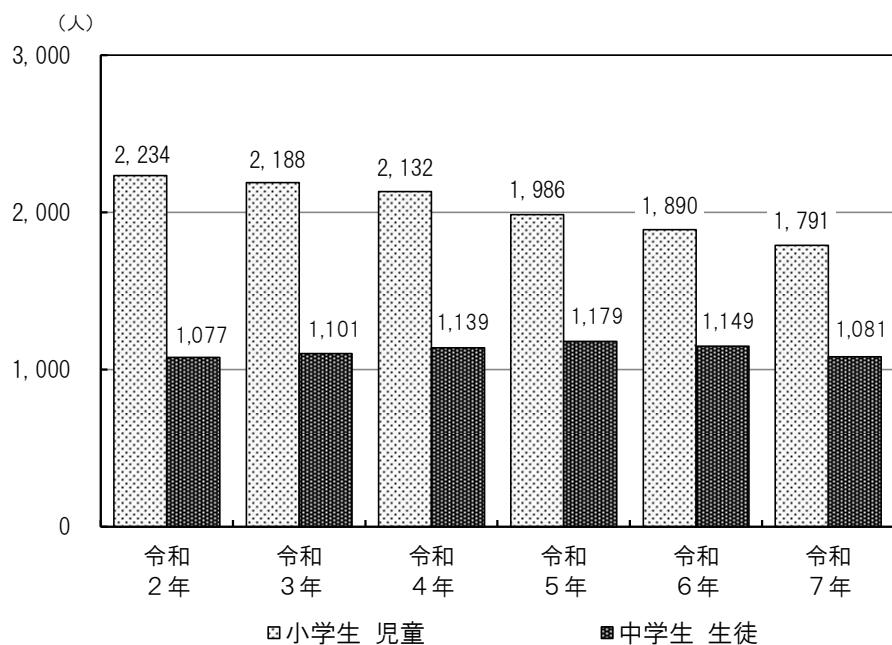
また、児童生徒数の推移をみると、小学生が減少する中で、中学生は横ばいとなっています。

■出生数、出生率（千人当たり）の推移



資料：人口動態統計（各年1月1日～12月31日）

■児童生徒数の推移

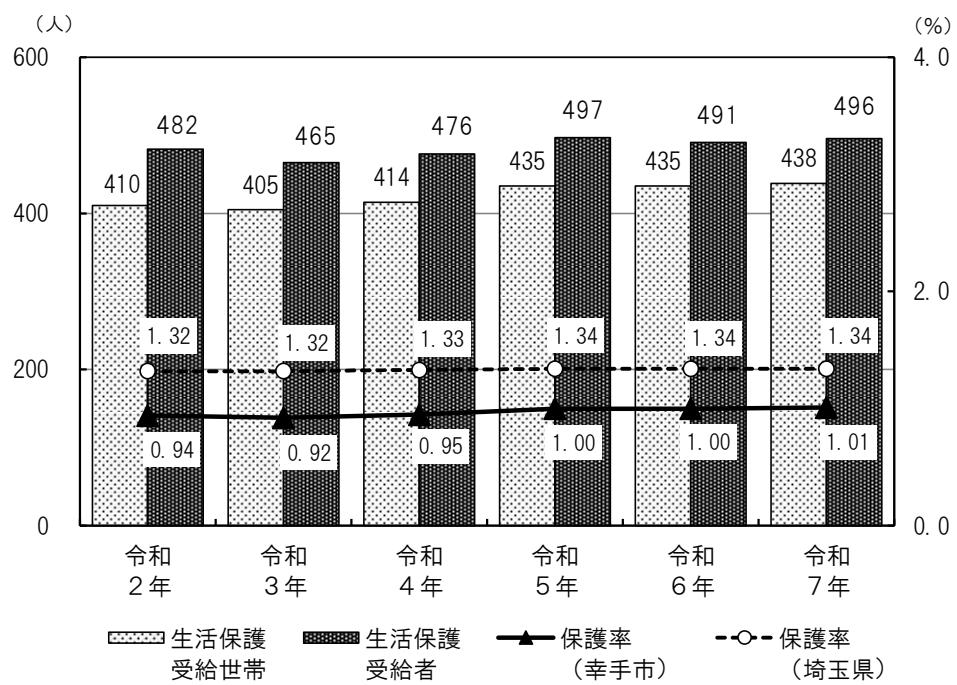


資料：教育委員会（各年5月1日現在）

④ 生活保護の状況

生活保護受給者は、令和7年3月31日現在496人です。また、本市の保護率は1.01%で、県と比べてやや低い状況にあります。

■ 生活保護受給者の推移

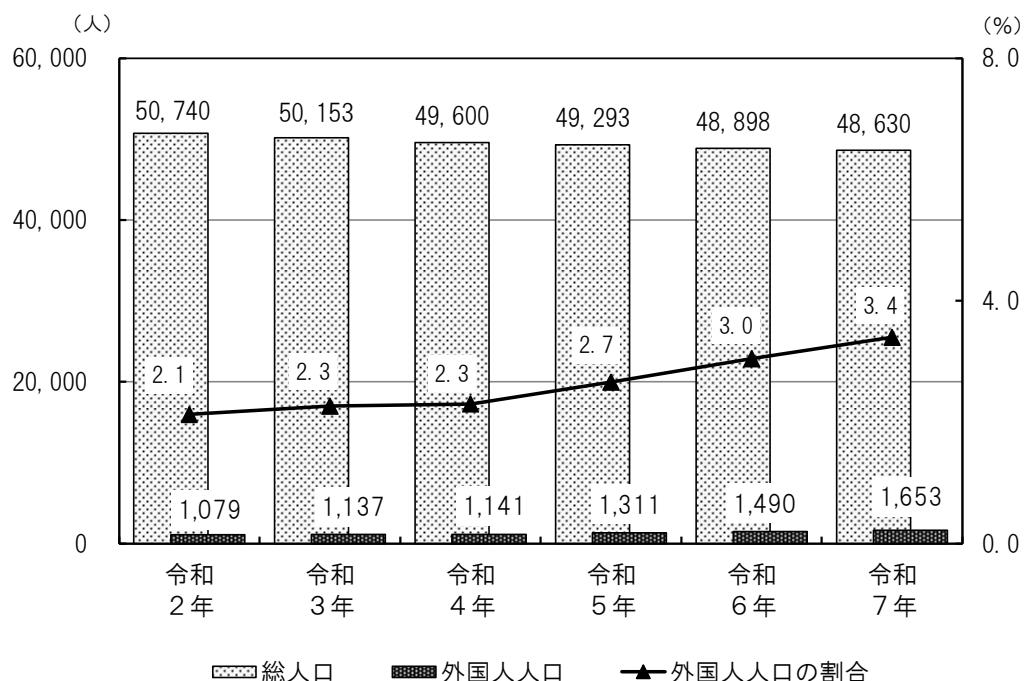


資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

⑤ 在住外国人の状況

在住外国人は、令和7年3月31日現在1,653人で、総人口に占める割合は3.4%で増加傾向にあります。

■在住外国人の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2 地域活動の状況

(1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会（通称：社協）は、社会福祉法第109条に地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられています。社協は地域住民のほか民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療等関係機関の参加や協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指し活動しています。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。地域の身近な相談相手として、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方への医療・介護など生活上の心配ごとや、子育ての不安などの相談相手として活動しており、行政の各機関につないだり、福祉サービスの紹介などを行っています。

(3) ボランティア・市民活動

市内では、地域社会を住みよくする活動や支援を必要としている人を支える様々な活動が行われています。

幸手市社会福祉協議会内に「ボランティア・市民活動センター」を設置しており、地域のボランティア育成や相談業務のほか、様々な地域活動の支援を行っています。

(4) 社会福祉法人・NPO法人

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉事業のほか公益事業及び収益事業を行うことができます。NPO法人*は、保健・医療・福祉分野、社会教育分野、まちづくり分野、災害救援分野、地域安全分野、人権分野など多岐にわたり、様々な社会貢献活動を行っています。

市内では、福祉事業者やボランティアが子ども食堂や、おれんじカフェ（認知症カフェ）など気軽に地域住民が交流できる場を提供しており、地域ぐるみの地域福祉活動が行われています。

* NPO法人：Non-Profit Organization の略。政府や企業などでは対応しにくい社会的な問題に非営利で取り組む民間団体のこと。

(5) 地域活動、福祉団体等

市内には、分野別の福祉団体が主体的に活動をしています。

保護司は、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないようその立ち直りを助け、犯罪を予防するための地域活動などに取り組んでいるボランティアです。

更生保護女性会は、女性の立場から地域における犯罪予防活動や子どもたちの健全育成のための活動、及び子育て支援活動などを行うボランティアです。

久喜・幸手地区保護司会が運営する久喜・幸手地区更生保護サポートセンター*は、更生保護ボランティアの地域における活動拠点として、久喜市鷺宮行政センター内に設置されています。

老人クラブは、市内各地域の高齢者が自主的に集まり、お互いに話し合い、親しみを深めながら、社会参加や趣味を通じて生きがいを高めるための活動を行っています。

また、一人暮らしの高齢者に対する傾聴ボランティアや地域のサロン活動など、個人や団体による多様な活動が自主的・自発的に取り組まれています。

身体障害者福祉会は、会員相互の親睦を図る活動を行っています。また、手話言語の理解促進の取組や、障がい児・者の余暇活動の充実に取り組む団体が活動しています。

さらに、子育てを支援する個人や団体が集まる「幸手子育て支援ねっとわーく」が組織されており、子育てに関する情報交換や講演会のほか、地域ぐるみの子育ての輪を広げると共に子どもの育ちや子育て家庭を応援すること、また、異世代の交流を目的にウェルス幸手で「子育て応援まつり 遊&愛」を開催しています。

* 更生保護サポートセンター：保護司や保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。

3 市民ニーズの状況

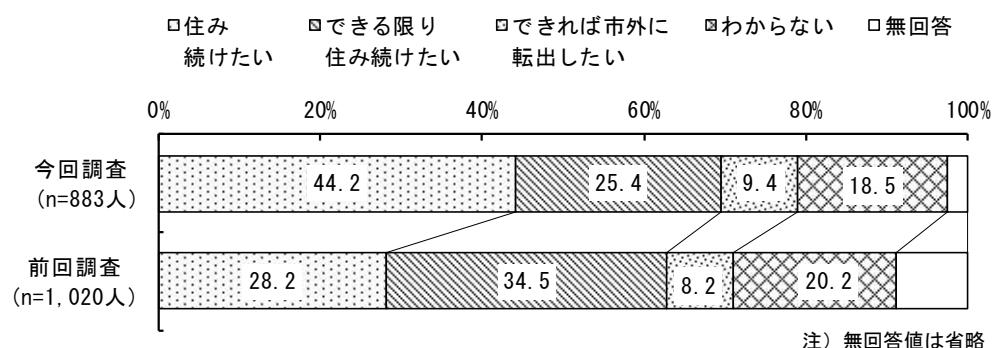
(1) アンケート結果の概要

① 地域とのつながりについて

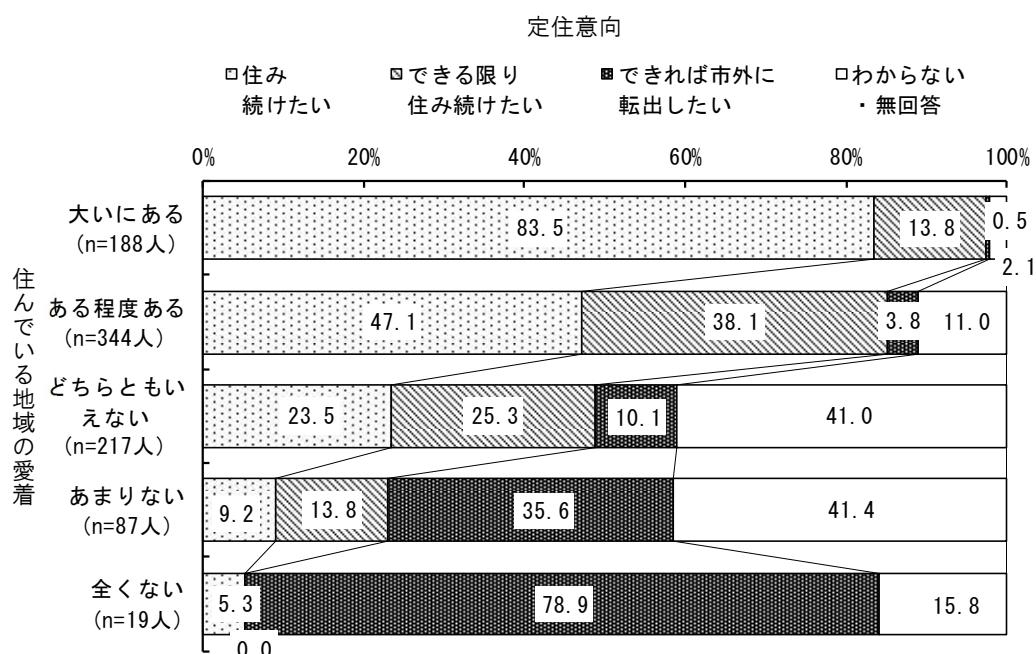
前回調査（令和元年度実施の調査）と比較すると、今回調査では「住み続けたい」人が増加しています。

また、『住んでいる地域の愛着』と『定住意向』の関係をみると、地域の愛着が高い人ほど「住み続けたい」割合が高くなっています。

■定住意向（前回調査との比較）



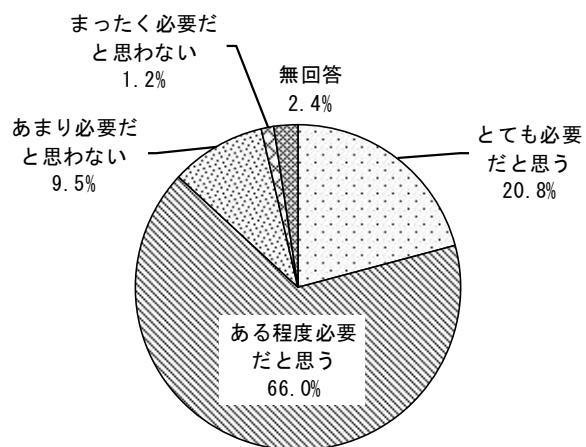
■『住んでいる地域の愛着』×『定住意向』



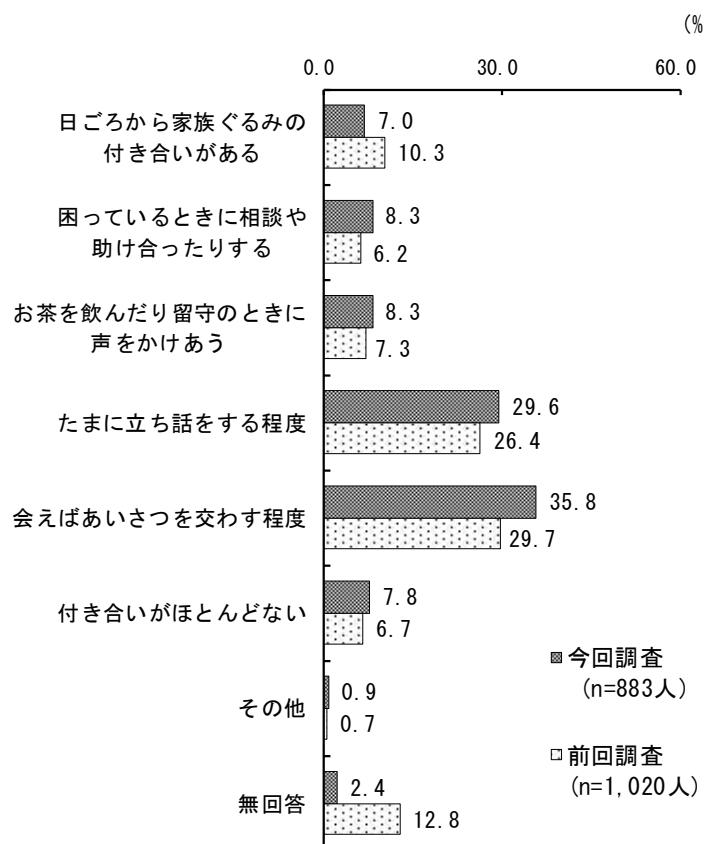
ご近所の支え合い、助け合いの必要性は、「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」を合わせると86.8%で高い割合です。

また、ご近所との付き合いは、「会えばあいさつを交わす程度」が最も高く、前回調査と比較すると、今回調査は「会えばあいさつを交わす程度」が増加しています。

■ ご近所の支え合い、助け合いの必要



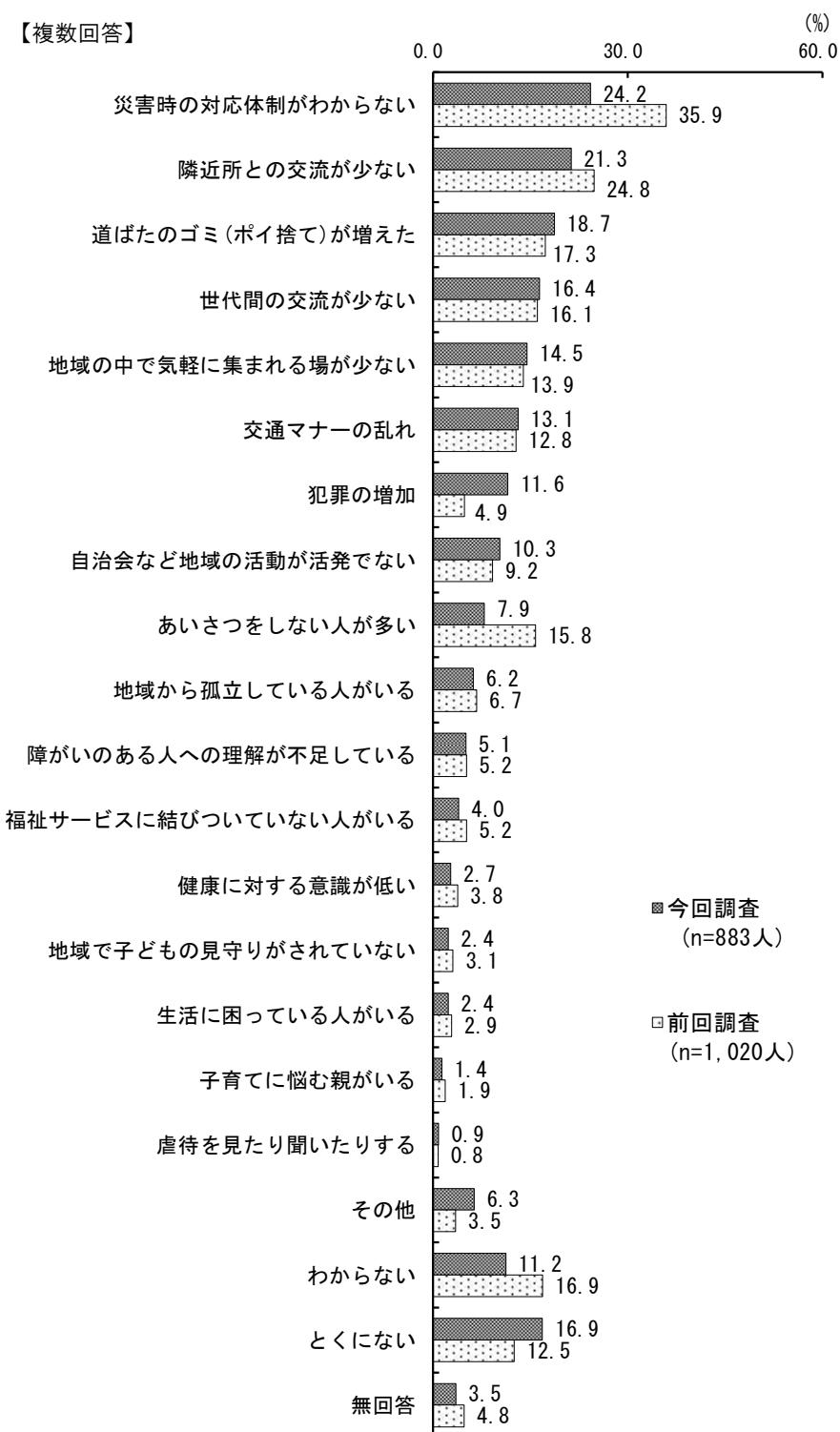
■ ご近所との付き合い（前回調査との比較）



地域で気になることは、「災害時の対応体制がわからない」が24.2%で最も高く、次に「隣近所との交流が少ない」が続いています。

しかし、前回調査と比較すると、今回調査は「災害時の対応体制がわからない」が11.7ポイント減少しています。

■地域で気のこと（前回調査との比較）



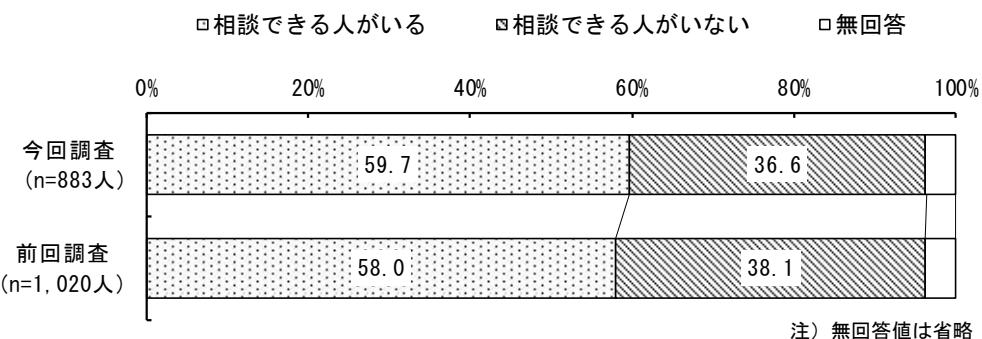
② 相談や情報提供について

気軽に相談できる人や相談機関は、「相談できる人がいる」が59.7%で高く、前回調査よりも増加しています。

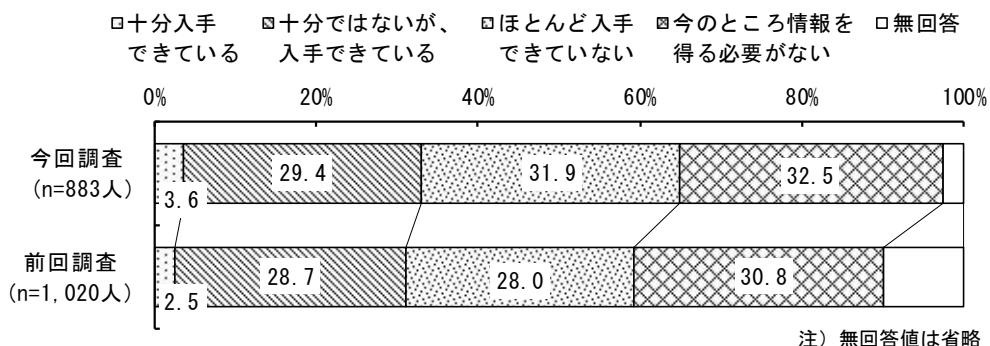
福祉サービスの入手先は、“情報を入手できている”人が33.0%です。

また、『気軽に相談できる人や相談機関』と『福祉サービス情報の入手』の関係をみると、「相談できる人がいる」とした人のほうが、情報を入手できている割合が高い傾向です。

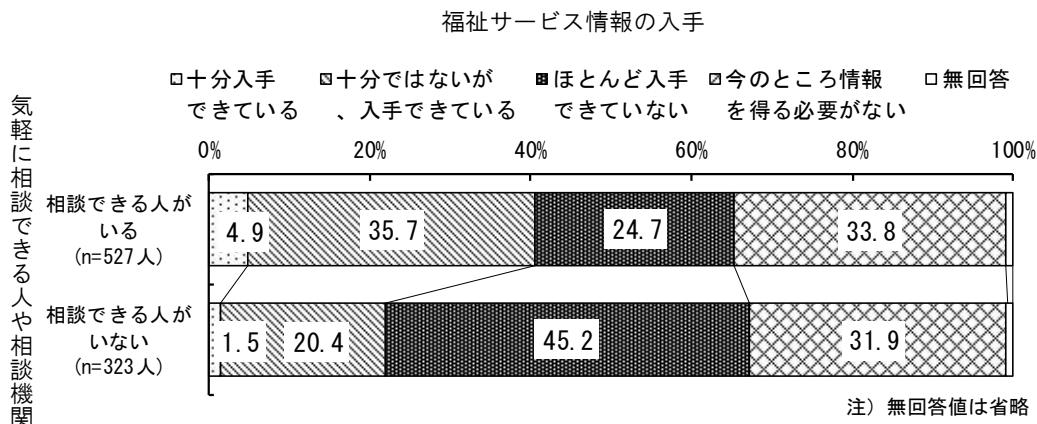
■気軽に相談できる人や相談機関（前回調査との比較）



■福祉サービスの入手先（前回調査との比較）



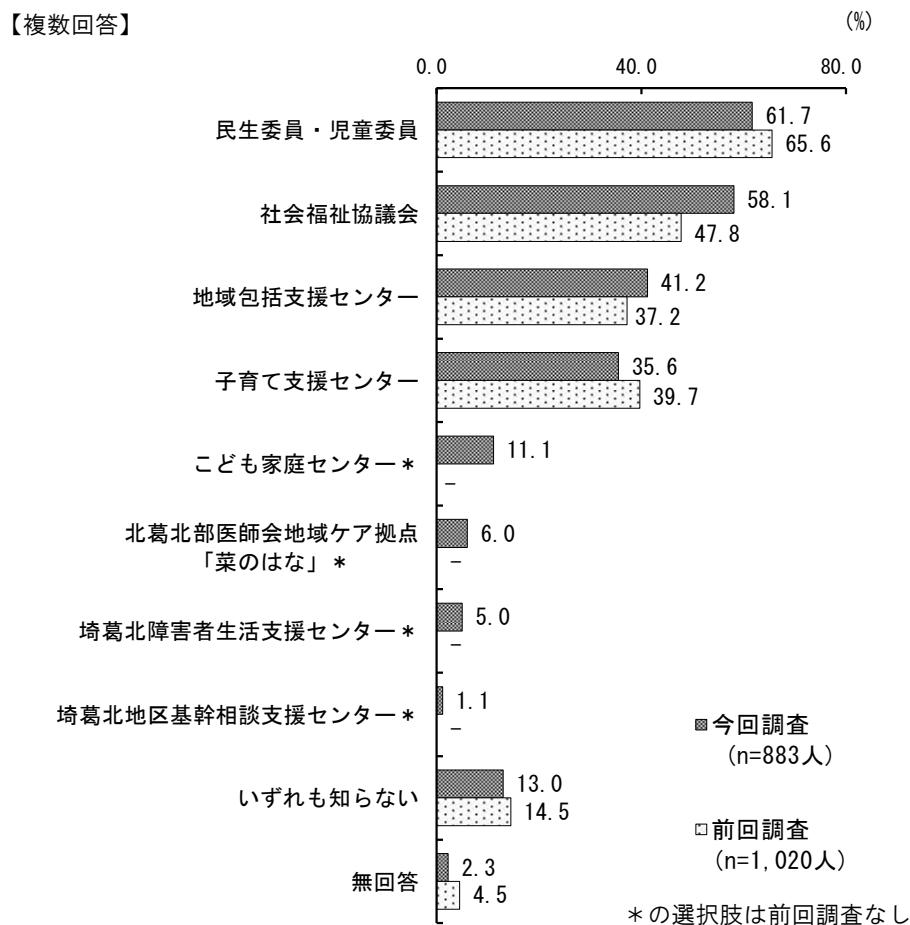
■『気軽に相談できる人や相談機関』×『福祉サービス情報の入手』



地域の福祉団体や機関の認識は、「民生委員・児童委員」が61.7%で最も高く、次に「社会福祉協議会」が続いています。

前回調査と比較すると、今回調査は「民生委員・児童委員」が3.9ポイント減少し、「社会福祉協議会」が10.3ポイント増加しています。

■福祉団体や機関の認識（前回調査との比較）



【自由記述から】

- 市役所の窓口や電話対応で相談しやすい態度や口調が必要と感じます。(女性 20代 行幸小学校区)
- 自分の健康状態、経済状態等で自分が何かできることがあるのか、小さなことでも福祉に関わることができるとわかりませんので、現在、どういうことが求められているのか情報を知りたいです。(男性 70代 幸手小学校区)
- 地域福祉に関するアンケートをみて、今まで知らなかったことも分かりました。今後の参考にしたいと思いました。(女性 70代 さかえ小学校区)

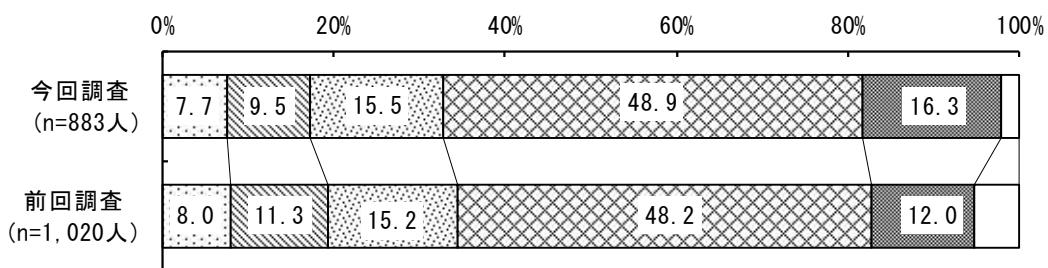
③ 地域活動やボランティア活動について

現在の地域活動やボランティア活動の参加については、「取り組んだことはない」が48.9%で高い割合です。

今後の地域活動やボランティア活動の参加意向は、「機会があれば取り組んでもよい」が36.7%で高い割合です。

■ 現在の地域活動やボランティア活動の参加（前回調査との比較）

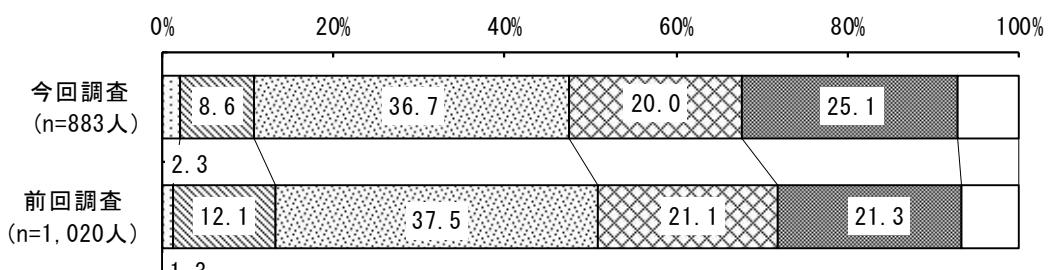
□ 繼続的に取り組んでいる
□ たまに取り組むことがある
□ 現在はほとんどしていない
□ 取り組んだことはない
□ 取り組むことができない
□ 無回答



注) 無回答値は省略

■ 今後の地域活動やボランティア活動の参加意向（前回調査との比較）

□ 積極的に取り組んでいきたい
□ できるだけ取り組んでいきたい
□ 機会があれば取り組みたい
□ あまり取り組みたくない
□ 取り組んでもよい
□ たくない
□ 無回答
□ ができない



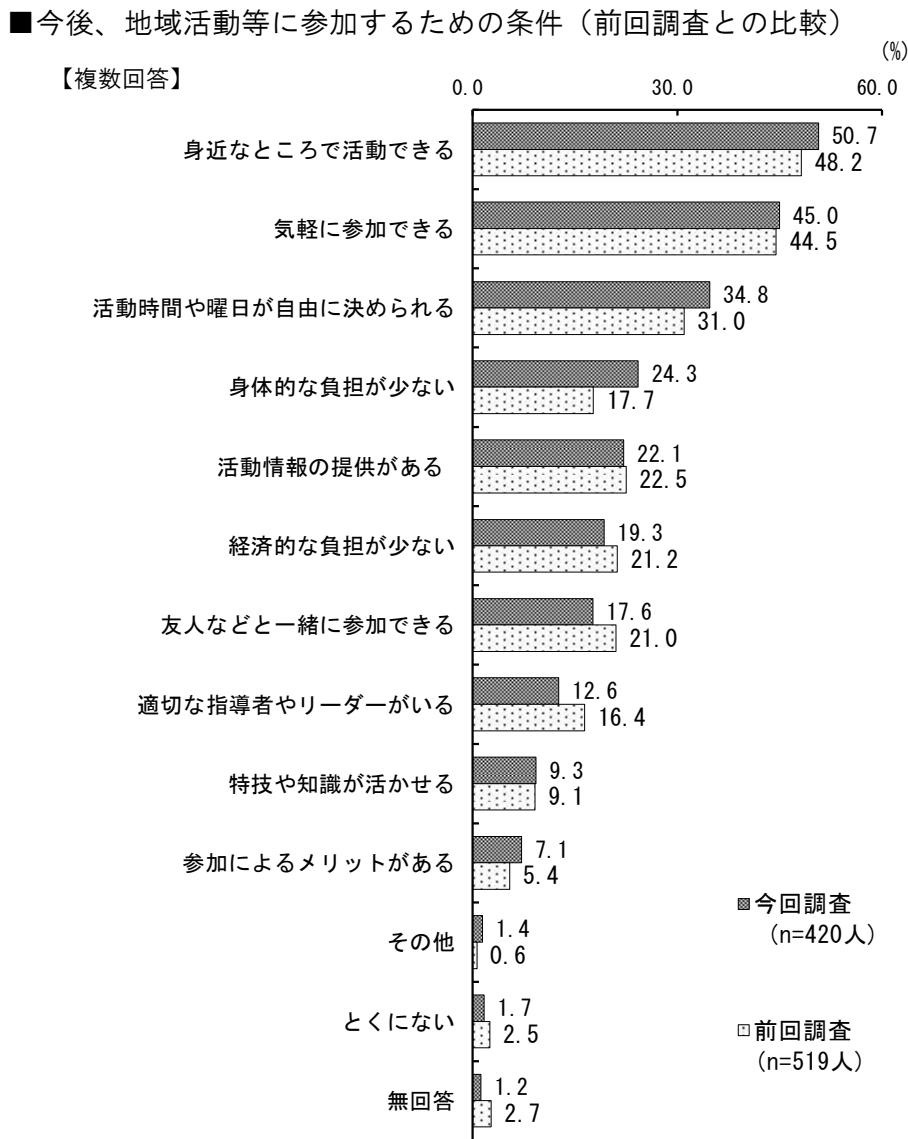
注) 無回答値は省略

【自由記述から】

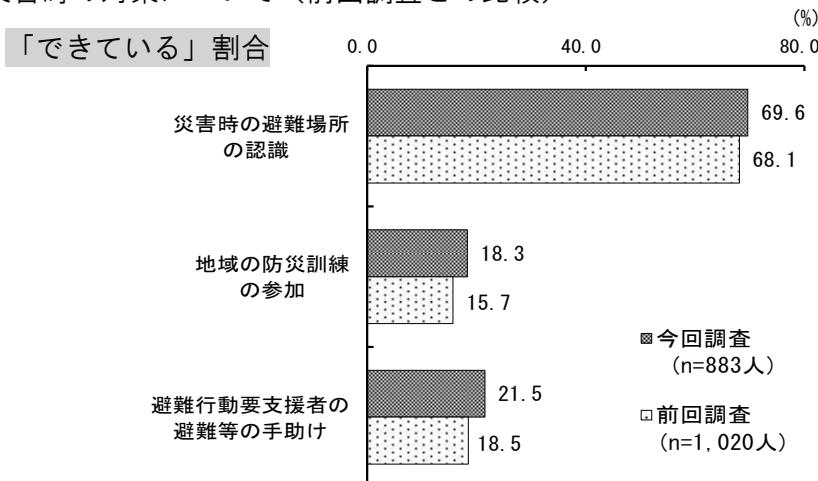
- 子どもたちの関わりが希薄になっている。子ども食堂も増えてきたが、そこに関わってくださる方に感謝でいっぱい。シングルで頑張っているママさんたちが楽しく、笑顔で語れるのも子ども食堂と考えています。（女性 70代 さかえ小学校区）
- 若い時（60歳頃）は何かせねばと体操もボランティアもできて楽しかった。皆さんから知識もいただき充実感のある日々だった。若い方もとても良い方が多いので、大きく育つ地域福祉を願うばかりです。（女性 70代 長倉小学校区）

今後、地域活動等に参加するための条件は、「身近なところで活動できる」が最も高く、次に「気軽に参加できる」が続いています。

また、災害時の対策については、前回調査と比べて各項目とも増加しています。



■災害時の対策について（前回調査との比較）



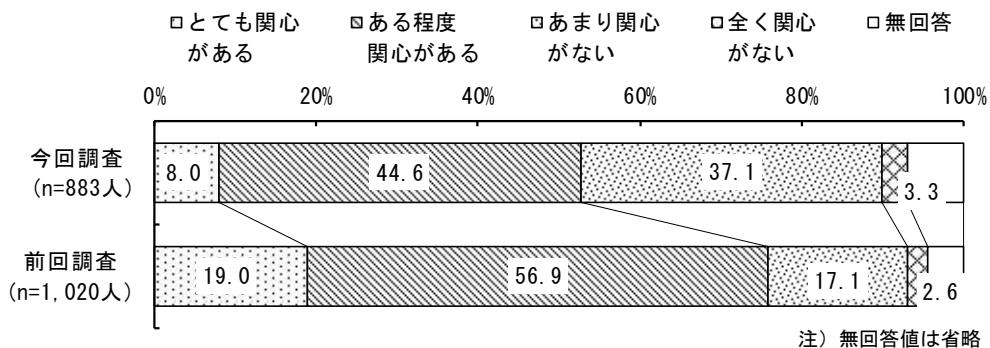
④ 地域福祉の推進について

福祉の関心がある人は前回調査と比べて減少しています。

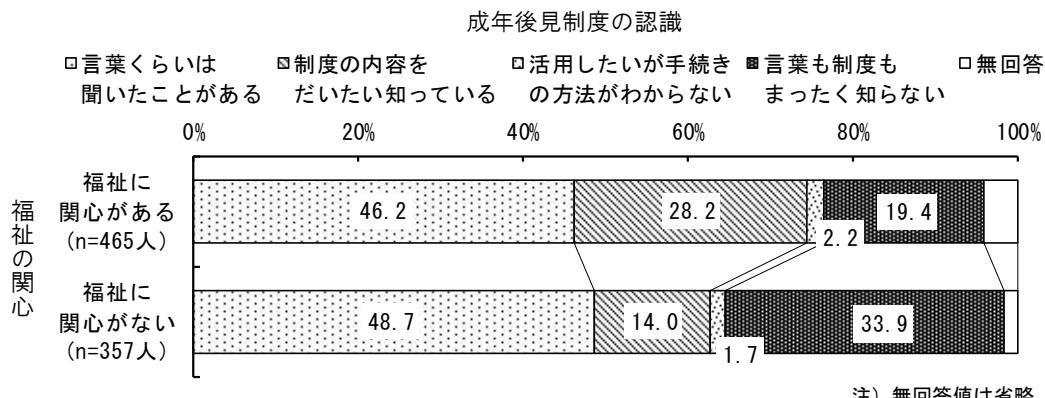
また、『福祉の関心』と『成年後見制度の認識』の関係をみると、「福祉に関心がある」とした人は「制度の内容をだいたい知っている」が28.2%で、福祉に関心がない人よりも高い割合です。

さらに、『福祉の関心』と『再犯防止の関心』の関係をみると、「福祉に関心がある」とした人は、再犯防止への関心も高いことがわかります。

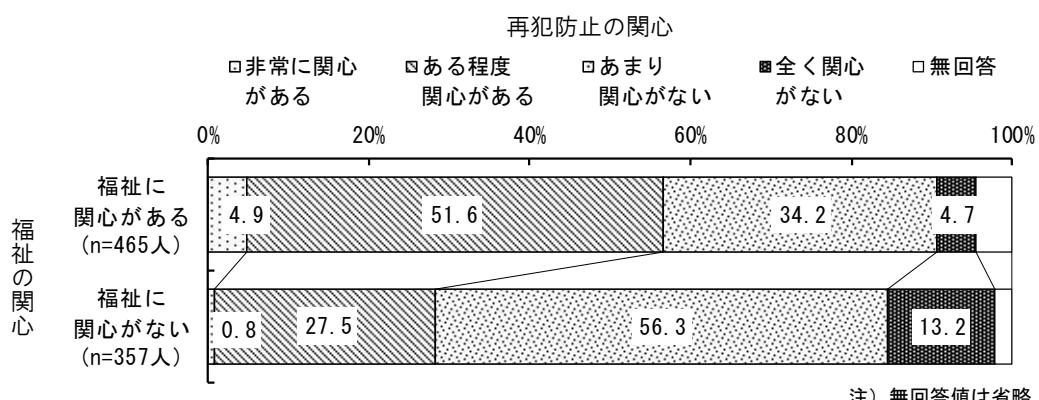
■ 福祉の関心（前回調査との比較）



■ 『福祉の関心』 × 『成年後見制度の認識』



■ 『福祉の関心』 × 『再犯防止の関心』

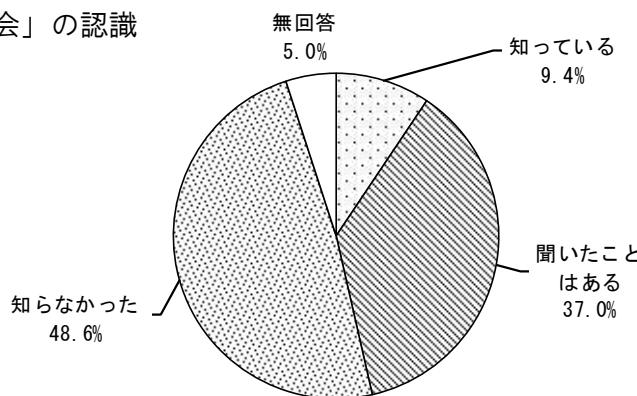


「地域共生社会」という言葉の認識は、「知っている」が9.4%、「聞いたことはある」が37.0%で、「知らなかった」が48.6%で高い割合です。

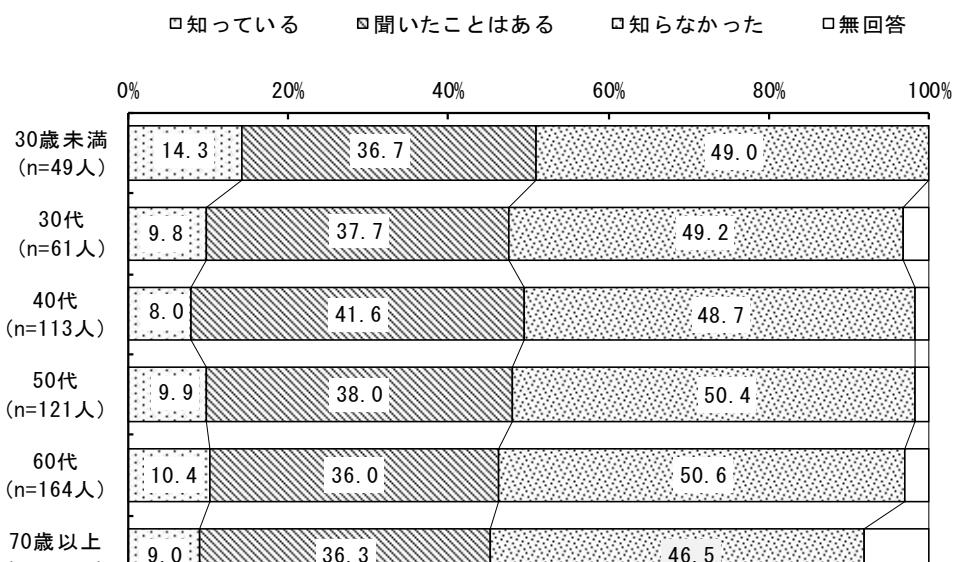
年代別では、「知っている」は“30歳未満”が14.3%でやや高い割合です。

また、日常生活の中で起こる地域の問題に対しては、「住民と行政が協働して解決していきたい」が高い割合です。

■ 「地域共生社会」の認識



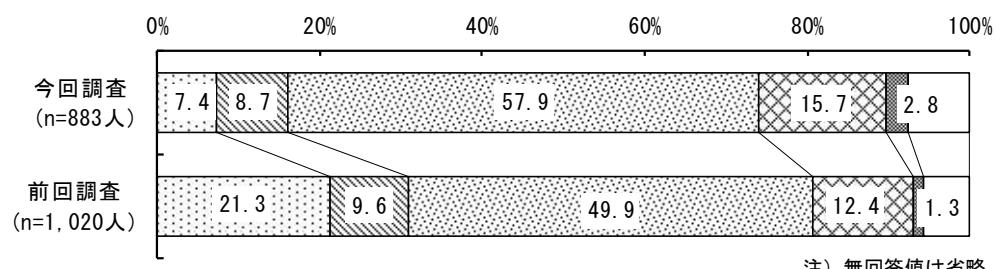
■ 「地域共生社会」の認識（年代別）



注) 無回答値は省略

■ 地域の問題の解決方法

□住民同士で 解決したい □熱心な人たち に任せたい □住民と行政が協働 して解決していきたい □行政に積極的に 要求したい □その他 □無回答

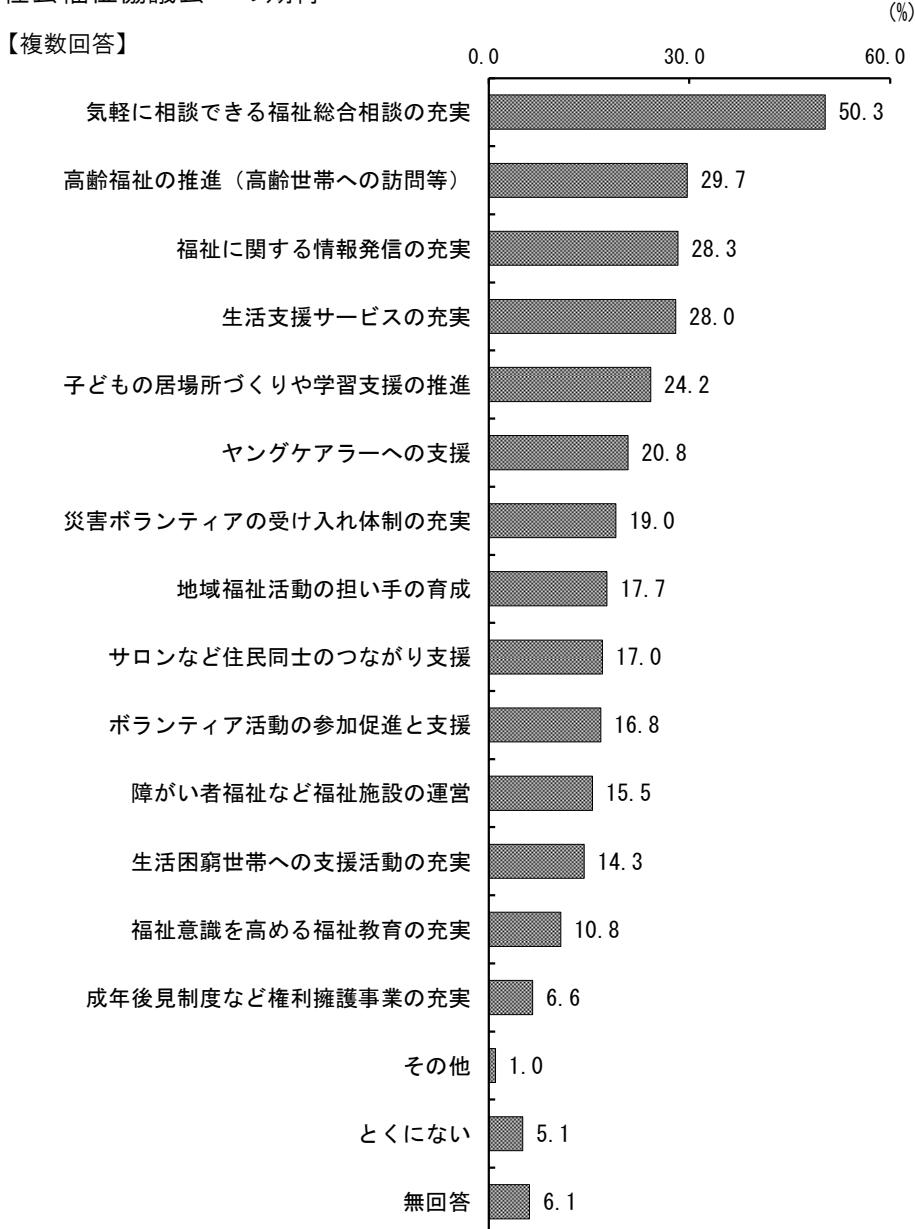


注) 無回答値は省略

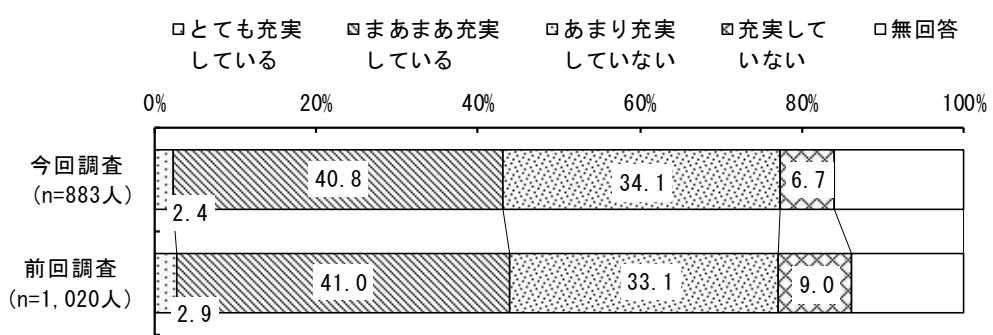
社会福祉協議会への期待は、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が50.3%で最も高くなっています。

市の保健福祉施策（サービス）の評価は“充実している”が43.2%です。

■社会福祉協議会への期待

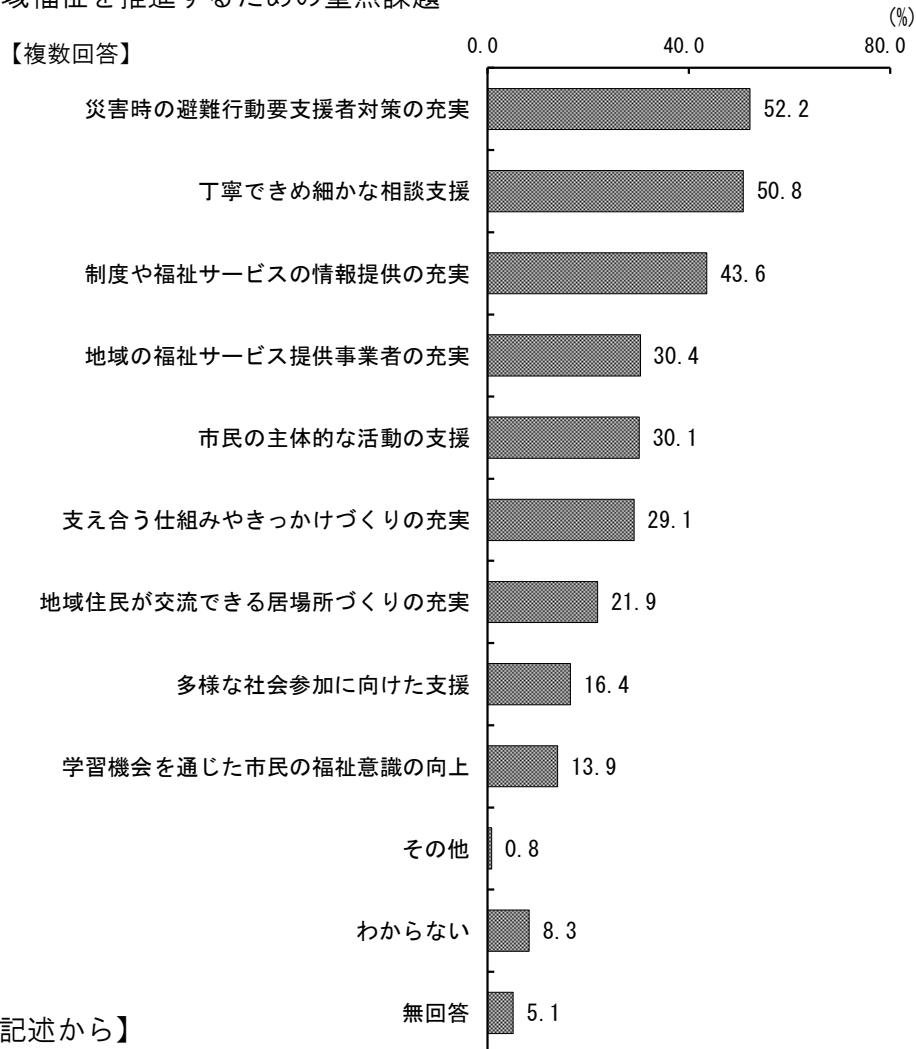


■市の保健福祉施策（サービス）の評価



今後、幸手市で地域福祉を推進していくために力を入れるべき重点課題は、「災害時の避難行動要支援者対策の充実」が52.2%で最も高く、次に「丁寧できめ細かな相談支援」や「制度や福祉サービスの情報提供の充実」が続いています。

■ 地域福祉を推進するための重点課題



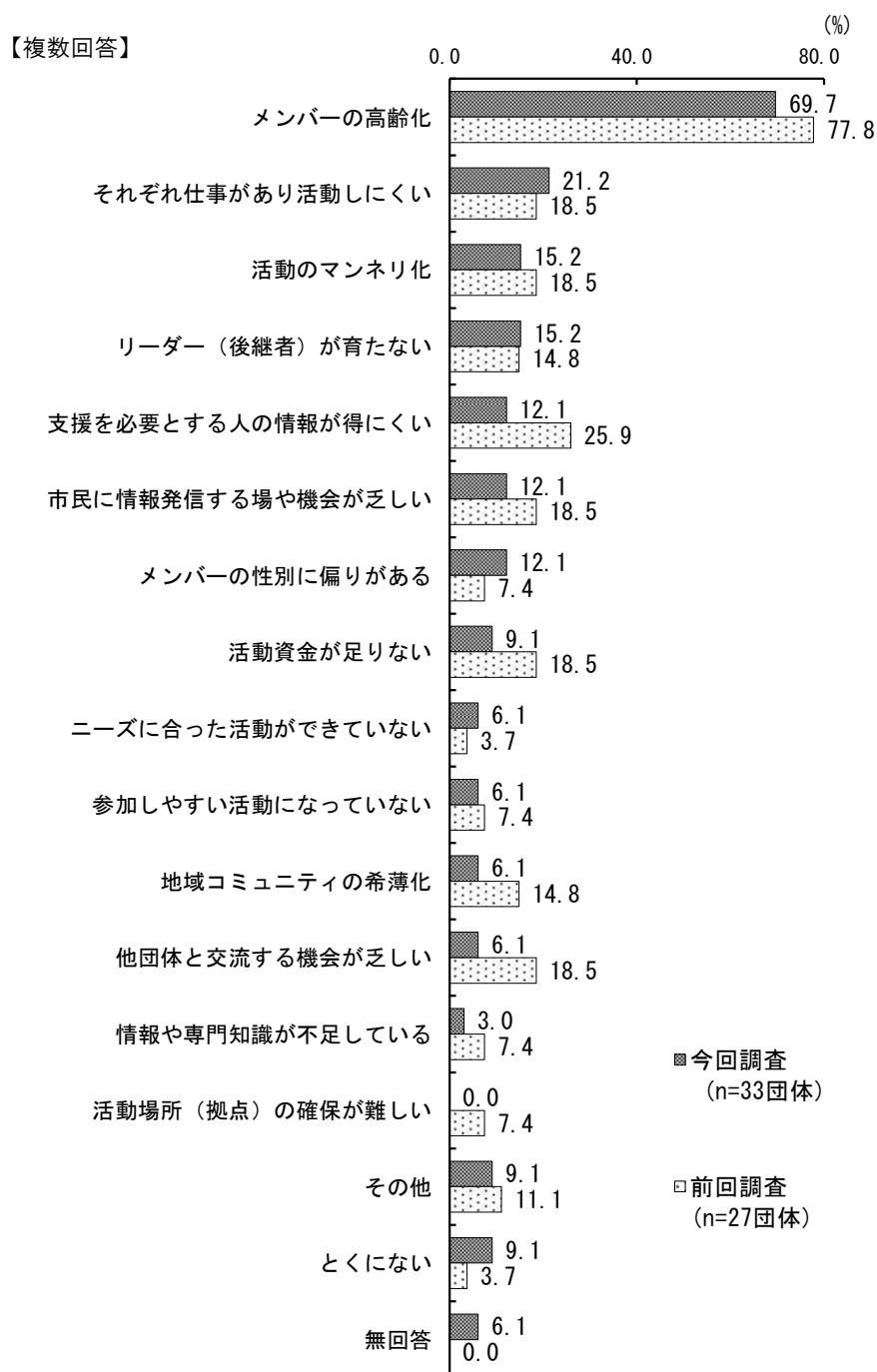
- 地域福祉の重要性は認識していますが、距離感に難しさを感じます。その橋渡し役として行政には大いに期待します。(男性 50代 吉田小学校区)
- 幸手市における地域福祉の実情がわからない。もっと幸手市が行っている福祉事業の情報を発信してもらいたい。(男性 60代 幸手小学校区)
- 幸手市は今後も高齢化が進んでいく。元気な高齢者が地域を支える要員として重要なと思う。(女性 50代 さくら小学校区)
- 高齢者の福祉はある程度充実されたと思うが、障がい者への幅広いサービスが乏しいと感じる。(女性 50代 さくら小学校区)
- 都市や郊外から子育て世代が幸手を選んで引っ越してきてくれてありがとうございます。幸手は子育てがしやすく充実していると感じられる。子育て対策を期待しています。(女性 40代 上高野小学校区)

⑤ 地域団体アンケート結果について

地域団体が活動を行う上で困っていることは、「メンバーの高齢化」が69.7%で特に高い割合です。

前回調査と比較すると、引き続き「メンバーの高齢化」が高い一方で、「それぞれ仕事があり活動しにくい」が2.7ポイント増加しています。

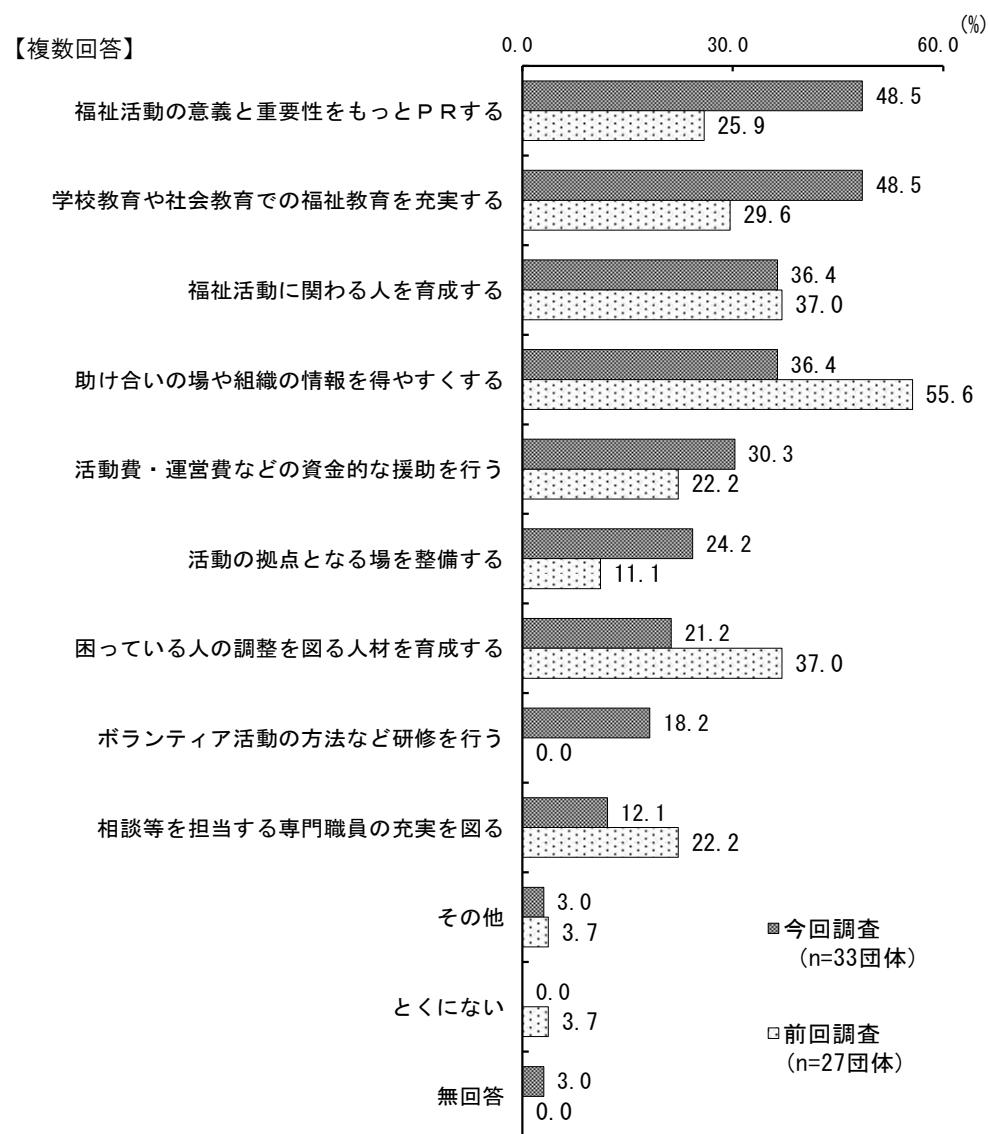
■ 地域活動を行う上で困っていること（前回調査との比較）



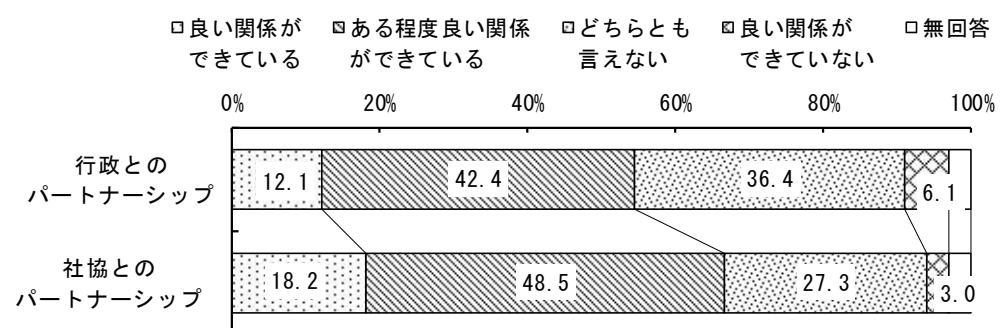
助け合い、支え合い活動の重点は、「福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」と「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」が高い割合です。

また、行政や社協とのパートナーシップについて、「ある程度良い関係ができるている」は、行政とのパートナーシップが42.4%、社協とのパートナーシップが48.5%であります。

■助け合い、支え合い活動を活発にするための重点（前回調査との比較）



■行政や社協とのパートナーシップ

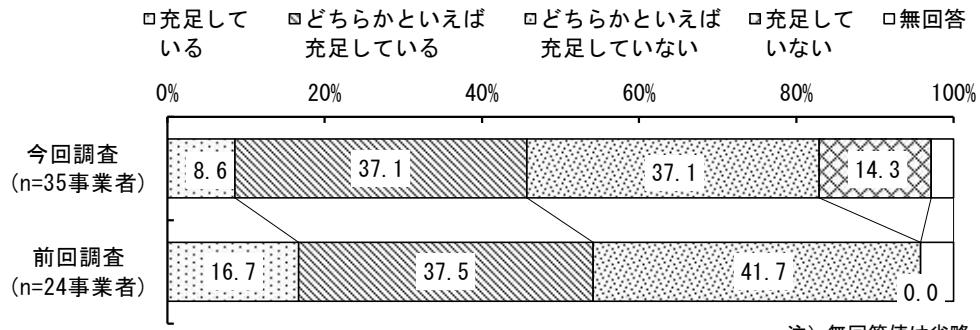


⑥ 事業者アンケート結果について

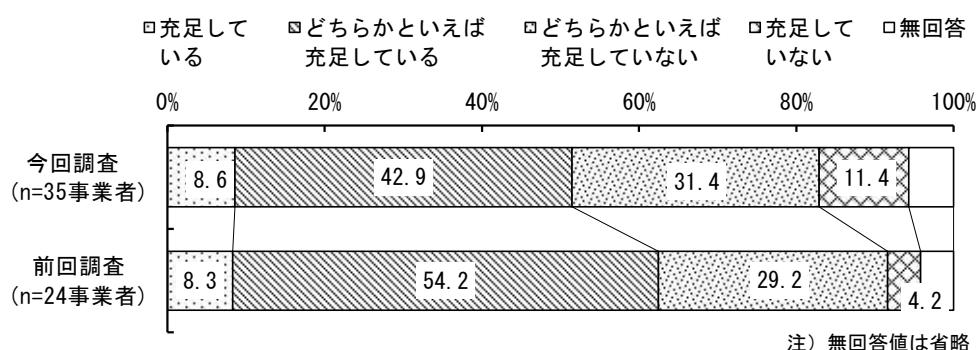
行政及び民間の福祉サービスの「量」や「質」の充足感を前回調査と比べると、今回調査は「充足している」と「どちらかといえば充足している」を合わせた“「量」の充足”と“「質」の充足”とも減少しています。

■行政及び民間の福祉サービスの充足感（前回調査との比較）

「質」の充足感について

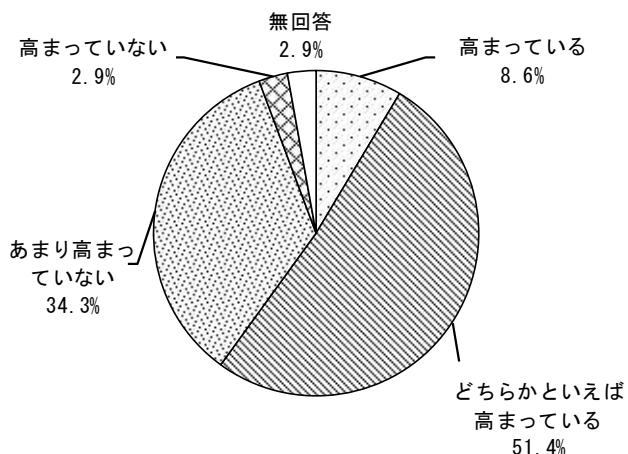


「量」の充足感について



■地域福祉に対する意識

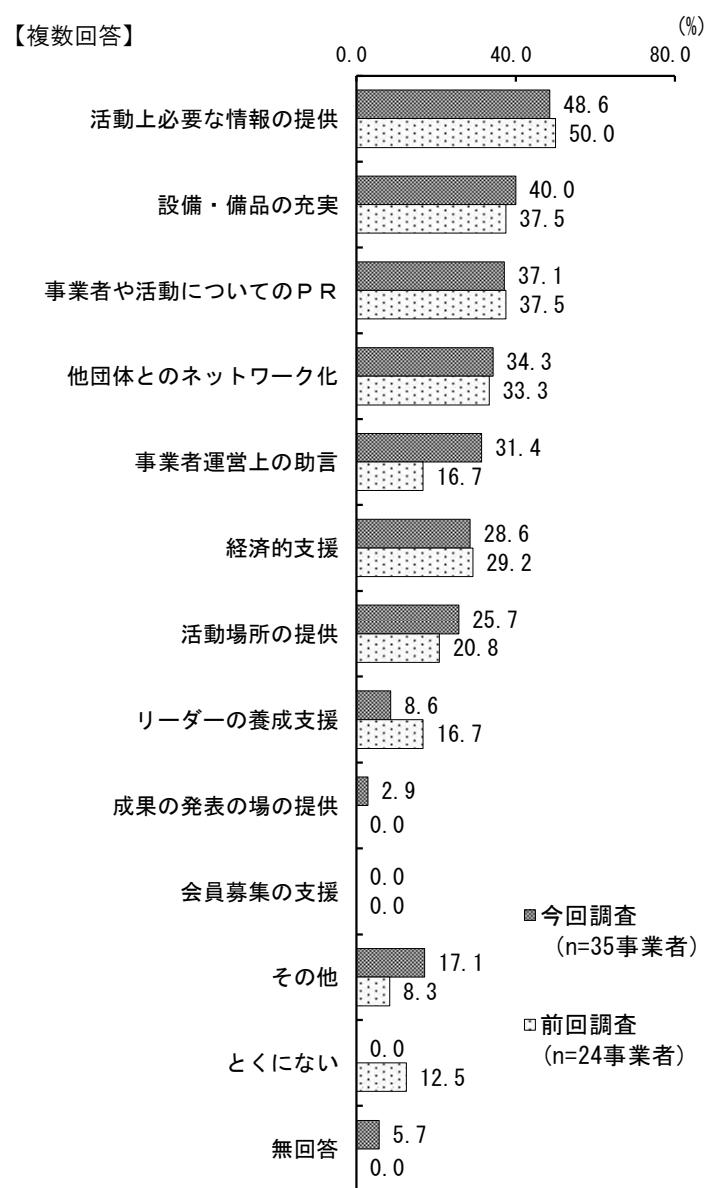
地域福祉に対する意識の高まりは、“高まっていると思う”が60.0%です。



福祉サービス事業者が市に望むことは、「活動上必要な情報の提供」が48.6%で最も高く、次に「設備・備品の充実」や「事業者や活動についてのPR」が続いています。

前回調査と比較すると、今回調査は「事業者運営上の助言」が14.7ポイント増加しています。

■市に望むこと（前回調査との比較）



(2) ヒアリング結果の概要

地域福祉に関する地域団体及び事業者アンケート調査と合わせて、地域福祉の現状と課題及び福祉のまちづくりを進めていくうえで大切と思われる視点についてヒアリングを実施しました。

【ヒアリングの対象】

- ・ グループホームつどい 小島家（介護事業者）
- ・ 幸手子育て支援ねっとわーく
- ・ からふる kids 幸手（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ・ 幸手ふれあい電話の会
- ・ 社会福祉法人幸手市社会福祉協議会（幸手市障害者自立支援施設 なのはな里、幸手市障害者自立支援施設 さくらの里）
- ・ NPO元気スタンド
- ・ 久喜・幸手地区保護司会幸手支部
- ・ 幸手地区更生保護女性会
- ・ 社会福祉法人きらり彩愛会 スタジオR i c h
- ・ 社会福祉法人平野の里 グループホームあやめ

【ヒアリング結果の整理】

「地域のゆるやかなつながり」の大切さ

- ・ 地域には色々な活動をしている地域団体や事業所があり、自分たちができる取組や、お互いに地域連携や横のネットワークが築かれています。
- ・ 福祉を必要としているにも関わらず、福祉制度を知らなかったり、理解不足のために支援につながっていない人もいます。
- ・ ゆるやかに地域の活動がつながりあうことで必要な人に情報が伝わり、支援にもつながっていきます。
- ・ 地域の様々な活動を通じて福祉課題が明確になることがあります、それを行政や社協と連携して必要なサービスへつないでいく地域の役割が重要です。

「しっかりした支援、福祉サービス」の提供

- ・ 市等は様々な方法で情報提供をしているが、必要な時でないと情報が伝わらなかったり、必要な人に情報が届いていないケースも考えられます。
- ・ 福祉制度やサービスは充実してきたが、まだ、福祉の不足感が否めず、狭間のニーズに対応できていないこともあります。
- ・ 成年後見制度の利用者は少ない状況ですが、必ず必要としている人がいます。
- ・ 社会的弱者や福祉への理解、市の実情をしっかり伝えていくことが大切です。
- ・ 「暮らしの保健室（菜のはな）」などアウトリーチ（訪問活動）で、問題が大きくなる前に早期の治療や支援につながっています。
- ・ 市や社協等と地域の活動が連携することで、お互いの得意分野を役割分担しながら取り組んでいくことが重要です。

⇒住民同士の関わり合いの中で地域への愛着が高まっていきます。そして、いつまでも住み続けたいまち（定住意向）にもつながっていきます。

4 第2次計画の評価及び課題

(1) 進行管理（点検・評価）

第2次幸手市地域福祉計画の事業について、担当課において点検・評価を行った後、幸手市地域福祉計画推進委員会で評価を行い、毎年度、各事業を見直しています。

【評価基準】

- A：順調に進んだ（完了した）
- B：おおむね順調に進んだが一部改善すべき点がある
- C：実施したが不十分な点が多い
- D：事業の内容や実施方法など見直しが必要
- E：未実施

令和5年度は全体で120事業があり、「A：順調」が94事業（78.3%）、「B：概ね順調」が21事業（17.5%）でした。

また「C：不十分」が2事業（1.7%）、「D：見直しが必要」が0事業（0.0%）、「E：未実施」が3事業（2.5%）という結果でした。

■基本目標1の進捗状況 「A：順調」と評価した事業が80.0%です。

施策	施策・事業の展開	取組数	評価				
			A	B	C	D	E
1 福祉に関する教育・啓発の推進	(1)福祉に関する意識啓発の推進	4	4	0	0	0	0
	(2)福祉に関する学習機会の充実	1	1	0	0	0	0
2 地域福祉を担う人材の確保とボランティアの促進	(1)ボランティア活動の推進	1	1	0	0	0	0
	(2)地域福祉の担い手の育成・支援	1	1	0	0	0	0
	(3)市民の自主的活動・関係団体等への支援	4	2	0	0	0	2
	(4)専門的な人材の確保	2	1	0	1	0	0
	(5)社会福祉協議会への支援の充実	2	2	0	0	0	0
合計数		15	12	0	1	0	2
割合		100%	80.0%	-	6.7%	-	13.3%

■ 基本目標2の進捗状況 「A：順調」と評価した事業が73.5%です。

施策	施策・事業の展開	取組数	評価				
			A	B	C	D	E
1 地域で支え合うコミュニティの創出	(1) コミュニティ意識の醸成	1	1	0	0	0	0
	(2) コミュニティ活動の推進	1	1	0	0	0	0
	(3) 協働のパートナーとなる市民・関係団体等の育成	2	2	0	0	0	0
	(4) 地域福祉ネットワークの強化	1	0	1	0	0	0
	(5) 住民の支え合い活動の推進	2	2	0	0	0	0
2 生きがい・社会参加と交流の場づくり	(1) 身近な交流の場の提供	3	1	2	0	0	0
	(2) 公共施設等の活用	6	6	0	0	0	0
	(3) 生涯学習・スポーツ活動の推進	7	4	3	0	0	0
	(4) 参加・交流に向けた働きかけの推進	2	1	1	0	0	0
	(5) 就労に向けた支援	4	1	2	0	0	1
3 要援護者への対応の推進	(1) 見守り・声かけ活動の促進	2	2	0	0	0	0
	(2) 虐待等の早期発見と支援	4	4	0	0	0	0
	(3) ひとり親家庭への支援の充実	2	2	0	0	0	0
	(4) 障がいのある人・児童への支援の充実	2	1	1	0	0	0
	(5) 不登校児童・生徒への支援	1	0	1	0	0	0
	(6) 青少年の非行防止・環境浄化活動の推進	1	1	0	0	0	0
	(7) 生活困窮者や生活保護受給者の自立支援	3	3	0	0	0	0
	(8) セクハラ・DV被害者対策の推進	2	2	0	0	0	0
	(9) 居住外国人への支援の推進	1	0	1	0	0	0
	(10) 再犯防止の推進	2	2	0	0	0	0
合計数		49	36	12	0	0	1
割合		100%	73.5%	24.5%	-	-	2.0%

■ 基本目標3の進捗状況 「A：順調」と評価した事業が86.7%です。

施策	施策・事業の展開	取組数	評価				
			A	B	C	D	E
1 身近な相談・支援の推進	(1) 総合的な相談体制の充実	3	3	0	0	0	0
	(2) 分野別の相談支援の強化	3	3	0	0	0	0
	(3) 重層的支援体制の整備・拡充	2	2	0	0	0	0
2 保健・医療・福祉の連携の推進	(1) 健康づくり・介護予防の取組の推進	2	1	1	0	0	0
	(2) 認知症対策の推進	4	2	2	0	0	0
	(3) 保健・医療・福祉の連携の推進	2	2	0	0	0	0
	(4) 在宅医療・介護の一体的な提供の推進	1	1	0	0	0	0
	(5) 地域医療体制の充実	1	1	0	0	0	0
3 情報提供及び福祉サービスの充実	(1) 福祉サービス情報提供の充実	3	3	0	0	0	0
	(2) 多様なニーズに応じた福祉サービスの充実	7	7	0	0	0	0
	(3) 福祉サービスの質の向上	2	1	1	0	0	0
合計数		30	26	4	0	0	0
割合		100%	86.7%	13.3%	-	-	-

■ 基本目標4の進捗状況 「A：順調」と評価した事業が76.9%です。

施策	施策・事業の展開	取組数	評価				
			A	B	C	D	E
1 安全・安心な暮らしの確保	(1) 防災対策の充実	3	2	1	0	0	0
	(2) 防犯対策の強化	2	2	0	0	0	0
	(3) 交通安全対策の充実	2	1	1	0	0	0
	(4) 消費者保護の推進	1	1	0	0	0	0
2 だれもが住みよいまちづくりの推進	(1) 居住環境の充実	1	0	0	1	0	0
	(2) 生活環境の充実	2	2	0	0	0	0
	(3) 移動手段の充実	2	1	1	0	0	0
	(4) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	7	6	1	0	0	0
3 市民の尊厳を守る体制の充実	(1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進	2	2	0	0	0	0
	(2) 人権意識の高揚と差別解消に向けた啓発	3	2	1	0	0	0
	(3) 男女共同参画社会の推進	1	1	0	0	0	0
合計数		26	20	5	1	0	0
割合		100%	76.9	19.2	3.8	-	-

(2) 成果指標の結果

第2次幸手市地域福祉計画において、客観的に取組を評価するため市民アンケートの結果を用いて成果指標を設定しています。

以下、16項目の成果指標の結果をみると、「前進」が8つ、「不变」が2つ、「後退」が6つとなっています。

成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)	結果	評価
福祉に関心がある割合	75.9%	81%	→ 52.6%	後退
地域活動やボランティア活動に参加した経験がある割合	19.3%	25%	→ 17.2%	後退
地域活動やボランティア活動に今後参加したい割合	13.4%	19%	→ 10.9%	後退
普段近所付き合いをほとんどしない割合	6.7%	3%	→ 7.8%	後退
地域活動やボランティア活動等に参加したことがない割合	20代 60.0% 30代 57.4%	54% 52%	→ 51.5% → 60.7%	前進 後退
隣近所で気にかかる人について「わからない」の割合	38.9%	30%	→ 29.4%	前進
気軽に相談や助けを頼める相手がいる割合	58.0%	70%	→ 59.7%	前進
市内の福祉団体・機関について「いずれも知らない」割合	14.5%	10%	→ 13.0%	前進
保健福祉施策（サービス）が充実していると感じる割合	43.9%	46%	→ 43.2%	不变
福祉サービスの情報入手が「ほとんどできていない」割合	28.0%	26%	→ 31.9%	後退
避難場所等への行き方等を知っている割合	68.1%	73%	→ 69.6%	前進
日ごろから防災訓練等に参加している割合	15.7%	18%	→ 18.3%	前進
住んでいる地域に愛着がある割合	54.8%	61%	→ 60.3%	前進
幸手市に住み続けたい割合	28.2%	30%	→ 44.2%	前進
成年後見制度を知らない割合	24.6%	18%	→ 24.7%	不变

注) 評価は、現状値(R2)と結果の比較に基づく。なお、1ポイント未満の差は「不变」とした。

(3) 第2次計画の取組の成果と今後の課題

【取組の成果】

基本目標Ⅰ 地域福祉を支える人づくり

- 福祉に関する教育・啓発の推進については、福祉や健康づくりに関する出前講座の開催をはじめ、社会福祉協議会で行っているボランティア講習会の開催、また、市広報紙やホームページ、各種パンフレットなどを活用して福祉や健康づくりに関する啓発活動に努めてきました。
- 地域福祉を担う人材の確保とボランティアの促進については、ボランティア・市民活動センターに登録する団体や市内のボランティア等と連携しながら市民の自主的かつ主体的な活動の後方支援に努めてきました。また、研修及び実習の受け入れなど介護人材の育成にも努めました。

基本目標Ⅱ 支え合いのある地域づくり

- 地域で支え合うコミュニティの創出については、地域の課題に対し各行政区と連携しながら地域の助け合い活動を推進してきました。
- 生きがい・社会参加と交流の場づくりについては、公共施設を活用した高齢者等の生きがいや交流の場づくりに努めたほか、障がい者の日中活動の場となる地域活動支援センターの利用調整などを行ってきました。また、子育てと就労の両立や再就職を支援するセミナー等の開催をはじめ、シルバー人材センターの活動支援や、市障害者就労支援センターにおいて障がいのある人への就労支援に努めました。
- 要援護者への対応の推進については、幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワークにおいて、地域の民生委員・児童委員をはじめ多くの関係機関と協力体制を築いて取り組んできました。民生委員・児童委員による見守り・声かけ活動のほか、市障害者虐待防止センターや地域包括支援センター、警察等と連携して虐待の防止及び早期発見、早期対応に努めました。また、ひとり親家庭や生活困窮者などへの自立支援、子どもの学習支援などを進めました。さらに、再犯防止の取組としては、保護司会や更生保護女性会等と連携して再犯防止の啓発活動を行ってきました。

基本目標Ⅲ 地域福祉の基盤づくり

- 身近な相談・支援の推進については、幸手市福祉総合支援体制構築事業において複合課題のあるケースに対して、包括的かつ総合的に支援を行う検討を進めています。また、市内2か所にある地域包括支援センターの機能強化を行うとともに高齢者の相談支援の充実に向けて、地域包括ケア会議等で地域課題の共有化や社会資源の活

用に努めました。さらに、埼葛北障害者生活支援センターや埼葛北地区基幹相談支援センター（トロンコ）、障害者地域生活支援拠点（オリーバ）等において、障がいのある人の相談支援に事業所とともに努めたほか、子育て総合窓口の運営、介護相談員の派遣など各分野の相談支援の充実にも努めてきました。

○保健・医療・福祉の連携の推進については、在宅医療・介護連携推進事業を杉戸町と共同で北葛北部医師会に委託し、東埼玉総合病院内に地域ケア拠点「菜のはな」が設置されています。また、健康づくり推進会議や日本保健医療大学とも連携しながら、健康づくり・介護予防の事業や講座開催に取り組んでいます。認知症対策については、認知症施策推進員の配置や幸手市医師会の協力のもと早期発見・早期治療につながる相談体制を整備・周知に取り組みました。

○情報提供及び福祉サービスの充実については、市ホームページやSNS、広報紙やチラシなどの作成のほか、福祉分野ごとに、高齢者の暮らしの便利情報や障がい者の福祉ガイド、さっちゃん子育て応援ナビ、幸手子育て支援ねっとわーく作成による「幸手子育て支援ガイド」などを通じて、福祉制度の周知や地域情報の提供に努めています。また、福祉サービスの充実については、各分野別の福祉計画に基づき多様なニーズに応じた各種福祉サービスの充実に努めています。

基本目標Ⅳ 安心できる生活の基盤づくり

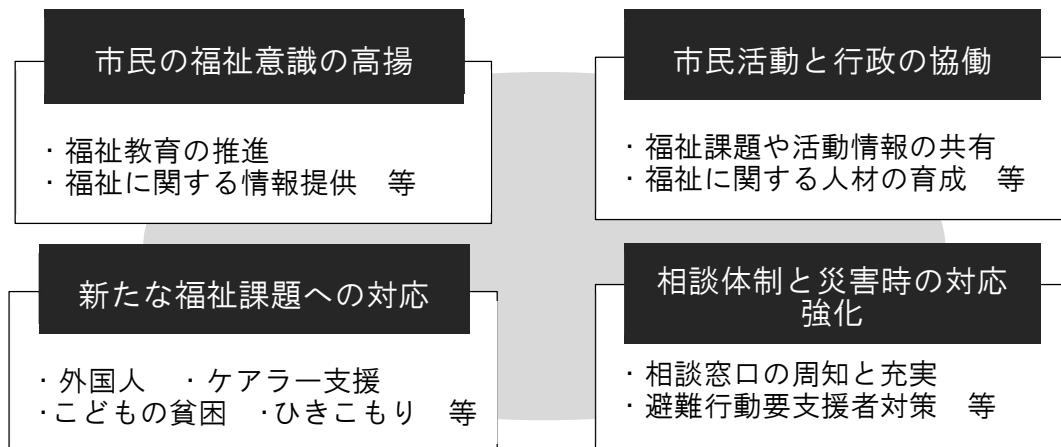
○安全・安心な暮らしの確保については、緊急時に速やかに要援護者を救助できるよう緊急時連絡システムの設置や、災害時における自主防災組織の必要性の周知を進めてきました。また、地域の防犯パトロールや交通安全運動など啓発活動を実施したほか、様々な消費者トラブルに関する相談対応などにも努めてきました。

○だれもが住みよいまちづくりの推進については、移動手段の充実に向けて市内循環バス等の運行のほか、福祉タクシー券の配布など単独で外出が困難な方の外出支援に努めました。また、公共施設や公園の改修などに合わせたバリアフリー化や歩道段差の解消工事などを行い、居住環境の整備に努めました。

○市民の尊厳を守る体制の充実については、高齢者や知的障がい、精神障がいがある人等の権利擁護支援に向け、成年後見制度の周知や相談窓口の充実を進めています。さらに、障害者差別解消法や人権啓発に係る市職員研修等を開催したほか、健康福祉まつりや情報紙等を活用した男女共同参画等に関する市民理解の啓発にも努めました。

【今後の課題】

- 市民の福祉意識の高揚について、福祉への関心や理解を深めていくよう関係機関と連携しながら、福祉に関する講座や学習の機会を積極的に提供していく必要があります。併せて、児童生徒に対する福祉教育を推進していく必要があります。
- 市民活動と行政の協働について、地域の支え合い活動を推進する上では地域のつながりが不可欠です。地域で主体的に活動している市民との協働のほか、これまで地域との関わりが少なかった人たちや、これから活動しようとしている人たちに対しても、自治会等と連携しながら住民組織・地域活動が活性化するよう取り組んでいく必要があります。
- 新たな福祉課題に対して、誰一人取り残さない支援を行っていくことが重要です。在住外国人の相談体制を整えたり、ヤングケアラーやひきこもり等の様々な課題や困難を抱えた家庭への支援の充実のほか、犯罪をした人などの社会復帰の支援や居住支援など、誰もが地域の仲間として共に暮らせる地域社会を築いていく必要があります。
- 相談体制と災害時の対応強化について、福祉ニーズを幅広く的確に把握し、信頼感のある相談支援を実行するとともに、各部署の相談窓口とのネットワーク強化に努めていく必要があります。また、災害時に向けて、避難行動要支援者の把握と登録を促すとともに、日ごろから地域に声をかけ、安全に避難できる関係づくりに努めていく必要があります。



(裏白)

第3章 計画の理念・方針

(裏白)

第3章 計画の理念・方針

1 計画の目指す姿（基本理念）

「第6次幸手市総合振興計画 基本構想」では、「みんなでつくる幸せを手にするまち幸手」を市の将来像として取り組んでいます。また、健康福祉の取組については「いつまでも健康で安心して暮らせるまち」の政策のもと、市民がともに支え合う地域社会が築かれることで、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」のそれぞれの視点から地域に根ざした福祉が行われているまちを目指しています。

本計画は、これまで市が取り組んできた地域福祉計画の基本理念である「一人ひとりが手を取り支え合う、地域に根ざした幸手の福祉」を継承し、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせる“手づくりの幸せづくり”を推進していきます。

◆◆ 基本理念 ◆◆

**一人ひとりが手を取り支え合う、
地域に根ざした幸手の福祉**



「手づくりの幸せ」とは

地域に暮らしている一人ひとりの想いや、地域の一つ一つの活動を大切にしながら、みんなで支え合い・助け合いの輪を広げていくこと。



2 基本目標

計画の基本理念を具現化させていくため、次の4つの基本目標を定め、関連する施策・事業の着実な推進を図ります。

《基本目標Ⅰ》地域福祉を支える人づくり

市民が福祉に关心を持てるよう、様々な機会を利用した福祉意識の醸成をはじめ、ボランティアの育成や活動支援など、地域福祉を支える人づくりを進めていきます。

《基本目標Ⅱ》支え合いのある地域づくり

支え合いのある地域づくりに向けて、民生委員・児童委員やボランティア、NPO法人等と連携を図り、市民による支え合いの体制づくりを進め、地域での見守りや支援の取組を推進します。

《基本目標Ⅲ》地域福祉の基盤づくり

地域福祉の基盤として、保健・福祉・医療に関わるサービスを総合的に、かつ安心して受けられるよう関係機関の連携を強化し、市民に身近な相談支援体制づくりに取り組みます。また、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、わかりやすい情報提供の充実を推進します。

《基本目標Ⅳ》安心できる生活の基盤づくり

こどもや高齢者などを犯罪や交通事故から守るための取組や、すべての人が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。



【地域共生社会の実現に向けて】

しっかりした相談支援・福祉サービスの充実に取り組むとともに、市民一人ひとりの想いや市民活動を大切にしながら、地域がゆるやかにつながる“手づくりの幸せ”がある地域共生社会を推進していきます。

3 施策の体系

本計画では、施策体系を以下のように位置付けています。

■施策の体系

基本目標	施策	施策・事業の展開
《基本目標Ⅰ》 地域福祉を支える人づくり	1 福祉に関する教育・啓発の推進 2 地域福祉を担う人材の確保とボランティアの促進	(1) 市民の福祉意識の向上 (2) 人権意識の高揚と差別解消に向けた教育・啓発 (1) ボランティア活動の推進 (2) 地域福祉の担い手の育成・支援 (3) 市民の自主的活動・関係団体等への支援 (4) 専門的な人材の確保
《基本目標Ⅱ》 支え合いのある地域づくり	1 地域で支え合う福祉コミュニティの創出 2 生きがい・交流・社会参加・就労の場づくり 3 再犯防止の推進 (第2次幸手市再犯防止推進計画)	(1) 福祉コミュニティ活動の促進 (2) 協働のパートナーとなる市民・関係団体などの育成(地域福祉ネットワークの強化・住民の支え合い活動の促進) (1) 身近な交流の場の提供 (2) 就労に向けた支援 (1) 就労・住居の確保等 (2) 保健・医療・福祉サービスの利用促進 (3) 学校と連携した修学支援の実施等 (4) 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
《基本目標Ⅲ》 地域福祉の基盤づくり	1 身近な相談・支援の推進 2 保健・医療・福祉の連携の推進 3 情報提供及び福祉サービスの充実	(1) 総合的な相談体制の充実 (2) 分野別の相談支援の強化 (3) 複合的課題への対応 (1) 認知症や心の健康リスクが高い人への対応 (2) 在宅医療・介護の一体的な提供の推進 (1) 福祉サービス情報提供の充実 (2) 多様なニーズに応じた福祉サービスの充実
《基本目標Ⅳ》 安心できる生活の基盤づくり	1 安全・安心な暮らしの確保 2 だれもが住みよいまちづくりの推進 3 権利擁護の推進 (幸手市成年後見制度利用促進基本計画)	(1) 防災・防犯対策の充実 (2) 虐待等の防止 (1) 移動手段の充実 (2) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (1) 成年後見制度等の理解促進 (2) 成年後見制度の運用改善等 (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

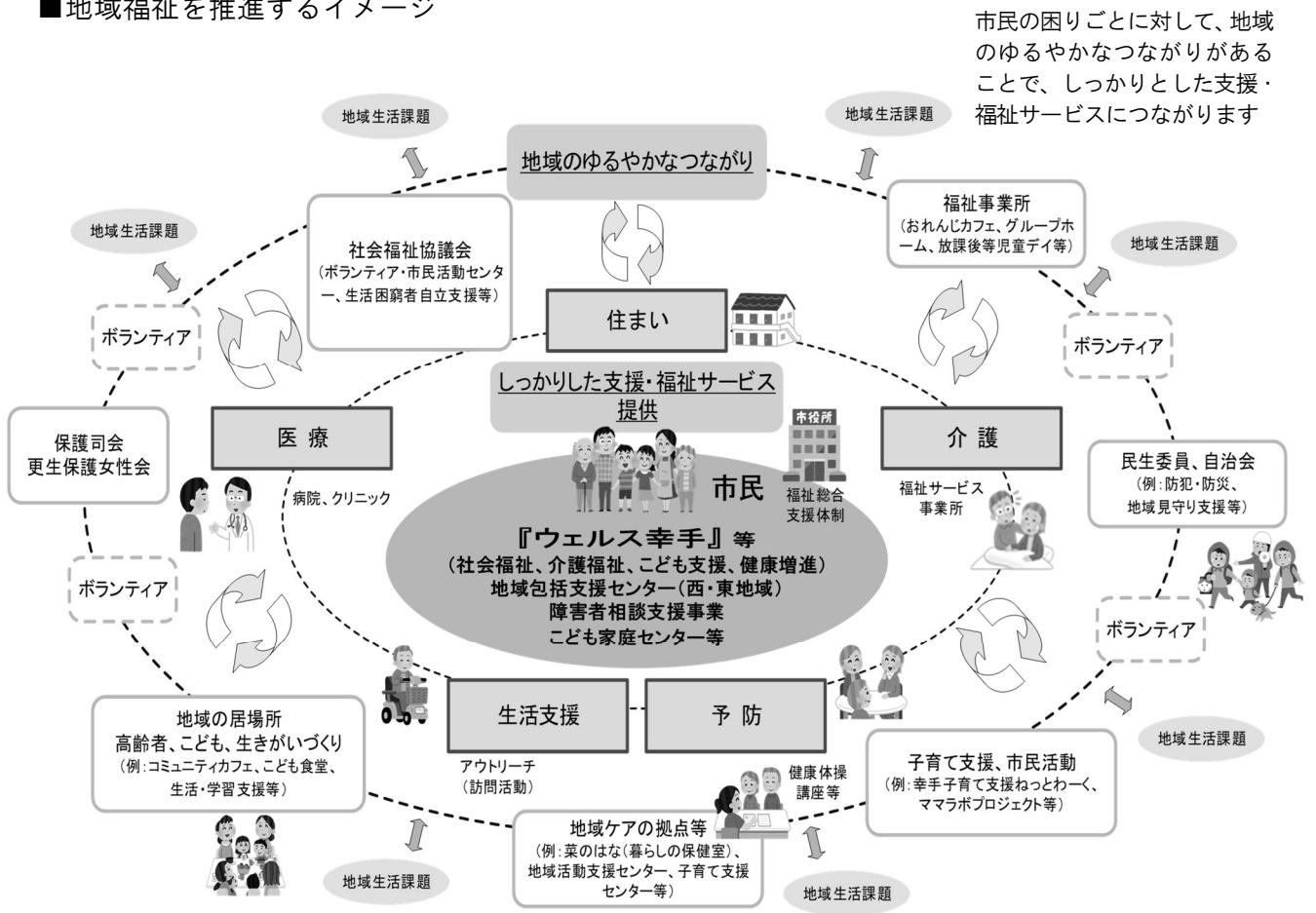
4 地域福祉を推進するイメージ

市の保健福祉の拠点となる「保健福祉総合センター（ウェルス幸手）」において、しっかりと相談支援・福祉サービスの充実に取り組みます。

また、地域福祉を推進するうえで欠かせない市民活動やボランティア活動の地域のゆるやかなつながりを大切にしながら連携を深めていきます。

このように地域のゆるやかなつながりの中で地域生活課題を共有し、市民一人ひとりの想いや困りごとに対して、しっかりと支援・福祉サービスにつなげていきます。

■ 地域福祉を推進するイメージ



「地域生活課題」とは、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の日常生活全般の幅広い概念の課題（社会福祉法第4条第3項）

第4章 計画の内容

(裏白)

基本目標Ⅰ 地域福祉を支える人づくり

施策1 福祉に関する教育・啓発の推進

■ 現状と課題

福祉に関する教育・啓発に向けて、市は福祉や健康づくりに関する出前講座をはじめ、市広報紙やホームページ、SNS、パンフレットなどのメディアを活用して市民に対する福祉理解の推進に努めてきました。

しかし、市民アンケートでは、高齢者福祉への関心は比較的高いものの、前回調査よりも福祉の関心が減少していました。アンケートの自由記述からは、地域福祉の重要性は認識しているものの距離感を感じている人も多く、行政には橋渡しを期待しているといった意見があげられています。

今後とも市民一人ひとりの福祉意識や人権に対する関心を高められるよう、学校教育や社会福祉協議会の取組、地域団体等とも連携して、ともに支え合う地域福祉の充実に向け、教育・啓発活動を推進していく必要があります。

■ 今後の方向性

- 市民一人ひとりが福祉に関心を持ち、理解を深め、ともに支え合う地域福祉の充実に向けた取組を推進します。
- 人権意識の高揚と差別解消に向けた取組の普及・啓発を推進します。

■ みんなで目指す姿

- 市民の福祉意識や人権意識が高まることによって、地域共生社会の実現への理解が深まり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会が築かれています。

■ 成果指標

指 標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
「福祉」に関心がある人の割合※1	52.6%	55%
「地域共生社会」の言葉を知っている人の割合※2	46.4%	50%

※1 市民アンケート調査「とても関心がある」「ある程度関心がある」の合計値

※2 市民アンケート調査「知っている」「聞いたことはある」の合計値

■ 施策・事業の展開

(1) 市民の福祉意識の向上

- 市民がともに支え合う地域社会づくりのため「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の理念の普及に努めるとともに、地域福祉を支える市民意識の高揚を図ります。
- 様々な福祉分野についての学習機会や講演会等を通して、より多くの市民が福祉への理解を深めるための支援をします。
- 地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組を推進します。
- ろう者をはじめとするすべての市民が、ともに支え合う地域社会の実現に向けて、手話言語条例の制定に取り組み、手話の普及に努めます。

(2) 人権意識の高揚と差別解消に向けた教育・啓発

- 家庭・地域・学校・職場等、あらゆる場での各種研修会の実施を通じて、一層の人権教育及び人権啓発を推進します。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組などの普及・啓発に努めます。
- 思いやり、助け合う精神を醸成するため、福祉に関する教育及び啓発の充実を図ります。

施策2 地域福祉を担う人材の確保とボランティアの促進

■ 現状と課題

市は、福祉に関する研修会や介護人材の育成に努めてきたほか、社会福祉協議会や市内のボランティア団体等と連携して市民の自主的かつ主体的な活動の後方支援に努めてきました。

地域団体アンケートでは、地域活動を行ううえで、メンバーの高齢化や仕事で忙しいといった課題があげられています。今後はボランティア活動の周知や、ボランティア団体同士がつながる機会を創出するなど、関係者との意見交換を行っていくことの重要性が指摘されています。

市民活動や地域福祉活動に携わるボランティア活動を推進していくため、関係機関と情報交換を行うなど連携を強化して地域福祉の担い手を育成するとともに、地域で活躍できる人の掘り起こしや福祉に関する専門性の高い人材の確保に努めています。

■ 今後の方向性

- 市民活動や地域福祉活動に携わるボランティア活動の推進を図ります。
- 地域福祉の担い手を育成し、多くの市民が地域で活躍できるよう支援します。
- 市民の自主的活動や関係団体等を支援し、関係機関との連携を強化します。
- 福祉に関する専門性の高い人材の確保に努めます。

■ みんなで目指す姿

- 市民活動や地域活動に携わる人材が活躍でき、困っている人や社会的に孤立している人等への支援の輪が広がっています。

■ 成果指標

指 標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
現在、地域活動やボランティア活動等に取り組んでいる人の割合※1	17.2%	20%
今後、地域活動やボランティア活動等に取り組んでみたい人の割合※2	47.6%	50%

※1 市民アンケート調査「積極的に取り組んでいる」「たまに取り組むことがある」の合計値

※2 市民アンケート調査「積極的に取り組んでいきたい」「できるだけ取り組んでいきたい」「機会があれば取り組んでもよい」の合計値

■ 施策・事業の展開

(1) ボランティア活動の推進

○ 身近な地域で支え合う「互助」や「共助」の取組として、ボランティアなどの活性化を図る取組を推進します。

(2) 地域福祉の担い手の育成・支援

○ 地域福祉の担い手の育成に向けて、対象分野に応じた講習や研修の機会を提供します。

○ 市内で活動を行う多様な分野の個人や団体、組織等に対し、活動する場(プラットフォーム)を提供します。また、地域福祉への関心や理解を深め、地域福祉の担い手の確保や活動を支援します。

(3) 市民の自主的活動・関係団体等への支援

○ 老人クラブ、子育てサークル、障がいのある人やその家族を中心とした自主的活動、そして市民同士による様々な支え合い活動やまちづくり活動をサポートします。

(4) 専門的な人材の確保

○ 福祉事業者で人材の不足感が強い介護人材や専門職、計画相談支援員などの育成支援に努めます。

基本目標Ⅱ 支え合いのある地域づくり

施策1 地域で支え合う福祉コミュニティの創出

■ 現状と課題

地域で支え合う福祉コミュニティを充実させるため、地域の様々な課題に対して各行政区とも連携しながら地域の助け合い活動を推進してきました。また、地域のNPO活動等において、公的な制度では対応できない日常生活のお手伝いをする地域支え合いの活動が取り組まれています。

幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワークにおいては、民生委員・児童委員をはじめ多くの関係機関との協力体制のもとに福祉コミュニティの充実に取り組んでいます。

市民アンケートでは、ご近所の支え合いの必要性を約9割の人が感じており、地域の問題に対しても住民と行政が協働して解決していくことが望ましいといった回答が高くなっています。

また、地域とのつながりが希薄な方々に対しては、身近な地域での関わりを創出するようなきっかけづくりも重要です。今後とも、地域の主体的な地域活動と連携し、市民・事業者・関係団体・行政がともに力を合わせて、地域の支え合い活動を開拓していく必要があります。

■ 今後の方向性

- 地域とのつながりが希薄な人たちに対して、多様な地域活動を通じて身近な地域との関わりの創出に努めます。
- 市民・事業者・関係団体・行政が、ともに「協働」して、地域福祉ネットワークの強化に取り組み、住民の支え合い活動を促進します。

■ みんなで目指す姿

- 自分の趣味や培った知識、特技等を地域活動に活かしながら、みんなが生き生きと暮らし、支え合いのある福祉コミュニティがつくられています。

■成果指標

指 標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
ご近所と「付き合いがほとんどない」人の割合	7.8%	5%
ご近所による支え合い、助け合いが必要だと思う人の割合※	86.8%	90%

※ 市民アンケート調査「とても必要だと思う」「ある程度必要だと思う」の合計値

■ 施策・事業の展開

(1) 福祉コミュニティ活動の促進

- 福祉コミュニティ活動に積極的に参加してもらうために、行政区活動等を通じて啓発活動や情報提供の充実を図ります。
- 誰もが孤立せず住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、民生委員・児童委員や市民、事業所による見守り活動の充実を図ります。
- NPOや関係団体、地域コミュニティへの活動場所の提供に努めるとともに、研修会の実施などに協力し、コミュニティ活動が主体的かつ活発に行われるよう支援します。
- 地区市民センターや子育て支援の拠点などで地域コミュニティの充実・活性化に関する相談対応や情報発信を通じて、地域における自主的なまちづくりを支援します。

(2) 協働のパートナーとなる市民・関係団体などの育成

(地域福祉ネットワークの強化・住民の支え合い活動の促進)

- 協働のパートナーとして市民・事業者・関係団体と連携を積極的に図り、協働による支え合い活動を推進します。
- 自治会や市民、民生委員・児童委員や社会福祉協議会・ボランティア・NPO・地域包括支援センター等と連携して、地域福祉ネットワークの強化に努めます。

施策2 生きがい・交流・社会参加・就労の場づくり

■ 現状と課題

市は、公共施設を活用した高齢者等の生きがいづくりや交流の場づくりに努めてきたほか、障がい者の日中活動の場となる地域活動支援センターなど社会参加の機会の提供に努めてきました。また、子育てと就労の両立や再就職を支援するセミナーをはじめ、シルバー人材センター事業や、障がいのある人への就労支援にも努めています。

地域団体アンケートでは、市民が気軽に立ち寄れる場所があったり、文化祭や市民まつり、防災訓練等などで地域住民が顔を合わせてつながれる機会が大切との意見が聞かれました。

今後も、こどもから高齢者、障がいのある人等の活動場所や交流機会を提供するとともに、関係機関と連携しながら社会参加の機会や、就労の場の提供に努めていく必要があります。

■ 今後の方向性

- こどもから高齢者、障がいのある人等の活動場所や交流機会を、民間事業者や地域団体と協働して提供していきます。
- 関係機関と連携して就労につながる様々な機会を提供し、社会参加、就労の場の推進を図ります。

■ みんなで目指す姿

- 住み慣れた地域の中で様々な人がつながり、誰もが自分らしく笑顔で生き生きと暮らしています。

■ 成果指標

指 標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
ふれあい・いきいきサロンなど住民同士のつながり支援を期待する人の割合	17.0%	20%
住民と社会福祉協議会とのパートナーシップができるとした地域団体の割合※	66.7%	70%

※ 地域団体アンケート調査「良い関係ができている」「ある程度良い関係ができている」の合計値

■ 施策・事業の展開

(1) 身近な交流の場の提供

- 社会福祉協議会によるふれあい・いきいきサロンをはじめ、地域で展開する市民や関係団体の交流活動を推進します。
- 外国人が市内で生活するうえで必要な情報提供や多言語での相談対応に努めます。

(2) 就労に向けた支援

- ハローワーク(公共職業安定所)や県など関係機関と連携して、ひとり親や高齢者、障がいのある人、生活困窮者などの雇用機会の拡大を図るとともに、的確かつ有効な求人情報の収集及び提供に努めます。
- ハローワーク(公共職業安定所)や県など関係機関と連携して、相談会やセミナー、研修等の参加者の就職状況を把握し、必要に応じてアフターフォローを行うなど、就業意向のある人の就労や定着支援を行います。
- 高齢者のニーズに対応した職域の開拓をはじめ、生きがいや就労に向けた活動が活発に行われるよう支援します。

施策3 再犯防止の推進（第2次幸手市再犯防止推進計画）

■ 現状と課題

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されたことを受け、国は「再犯防止推進計画」を定め、国・地方公共団体・民間協力者等が一体となって再犯防止の取組を進めてきました。令和5年3月には、これまでの取組をさらに深化させ、推進していくために「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定し、再犯防止の取組をより一層推進することとしています。また、再犯防止等の取組は、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されており、地方公共団体は地方再犯防止推進計画を策定することされています。

市は、令和4年3月に第1次となる「幸手市再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止に向けた取組を進めてきました。しかし、今回の市民アンケートでは、再犯防止の取組について、多くの人が「わからない」と回答していました。また、罪を犯したり、非行をした人の立ち直りへの市民の関心は半数程度に止まっています。

犯罪をした多くの人々は、社会の中で孤独・孤立の状況にあります。その人たちに対し、安心できる居場所や寄り添った息の長い支援を行うことで「もう一度生き直してみよう。やり直してみよう。」という意欲が生じるよう取り組んでいくことが大切です。

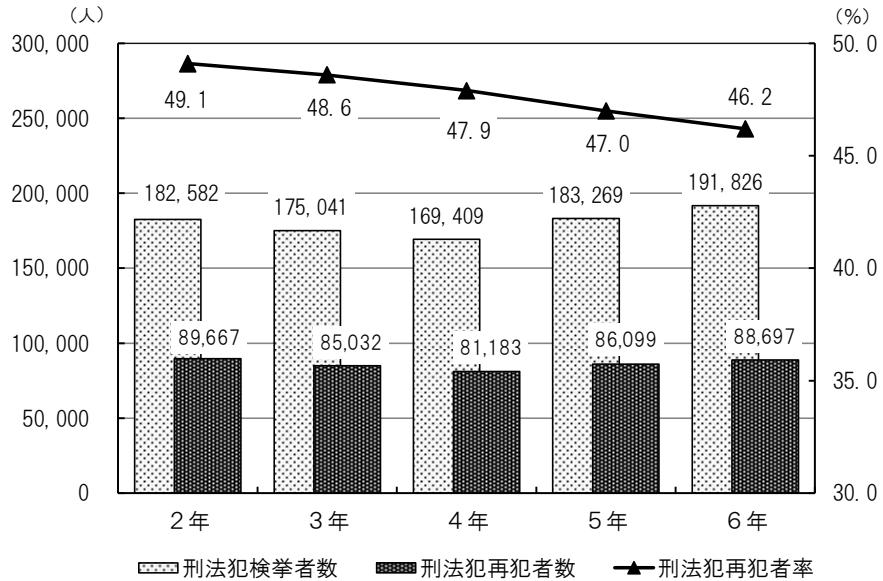
また、犯罪を繰り返してしまう人の中には必要な知識や資格などがないために就職できず、居住場所も不安定な状況の人もいます。仕事に就いていない者の再犯率は高い割合であるため、就労や住居の確保等に向けて保護司会や更生保護女性会の更生保護ボランティアの支援を得ながら再犯防止に取り組む必要があります。

そのため、犯罪や非行防止、犯罪をした人などの更生について、学校や地域の協力者と連携して地域の理解が深まるよう広報・啓発活動に努めるほか犯罪をした人などが必要なサービスを適切に受け、適切な支援のもとで犯罪をした人などの社会復帰を支えていくための取組をより一層推進していく必要があります。

また、性犯罪・性暴力対策の更なる強化が求められています。性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されません。再犯防止プログラムの拡充、被害申告・相談をしやすい環境の整備、「生命（いのち）の安全教育」の推進など、社会全体への啓発等を着実に推進していくことが求められます。

■刑法犯検挙者と再犯者数及び再犯者率の推移（全国）

全国の令和6年刑法犯検挙者191,826人のうち、刑法再犯者が88,697人で再犯者率は46.2%となっています。また、幸手警察署管内の再犯者率は、令和6年が40.3%です。



注)「刑法犯再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

「刑法犯再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

出典：再犯防止推進白書

■再犯者率等の推移（幸手警察署管内）

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
初犯者	82	55	53	36	40
再犯者	58	57	52	34	27
合計	140	112	105	70	67
(再犯率)	41.4%	50.9%	49.5%	48.6%	40.3%

「参考」再犯者率等の推移（埼玉県内警察署）

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
初犯者	4,867	4,728	4,351	4,375	4,365
再犯者	5,236	4,782	4,443	4,521	4,525
合計	10,103	9,510	8,794	8,896	8,890
(再犯率)	51.8%	50.3%	50.5%	50.8%	50.9%

注) 再犯者率等の推移は少年を除く刑法犯のみの数値です。

注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有する者をいう。

2 犯行時年齢が20歳以上の者を計上している。

出典：法務省提供データ

今後の方向性

- 就労機会の提供や住居の確保等を通じて犯罪をした人などの社会復帰を支援します。
- 犯罪をした人などが保健医療、福祉、介護等の必要なサービスを適切に受けられるよう、関係機関が連携して適切なサービス利用の支援に努めます。
- 学校と連携して児童・生徒指導に関わる情報交換ならびに教育相談等を行い、本人の立ち直りを支えていきます。
- 犯罪や非行防止、犯罪をした人などの更生について、ボランティアや民間協力者の活動支援を通じて、地域の理解が深まるよう広報・啓発活動を推進します。

みんなで目指す姿

- 再犯防止に対する理解が深まり、地域の支援体制が充実することで犯罪が減り、安全・安心に暮らせる社会が構築されています。

■ 成果指標

指 標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
罪を犯したり、非行をした人の立ち直りについて関心がある人の割合※	44.2%	50%

※ 市民アンケート調査「非常に関心がある」「ある程度関心がある」の合計値

施策・事業の展開

(1) 就労・住居の確保等

- 不安定な就労が再犯リスクになるため、ハローワーク等と連携しながら就労機会の提供に努めるとともに、相談、指導及び助言等を行い就労の継続及び定着を図り、犯罪をした人などの社会復帰を支援します。
- 犯罪や非行歴のために仕事に就くことが難しい人を理解し、雇用によって立ち直りを支援する協力雇用主に対する理解を深め、普及に努めます。
- 矯正施設等出所者で帰住先がない人に対し公営住宅等の情報提供を行い、その人の状況に合わせた対応を図ります。

(2) 保健・医療・福祉サービスの利用促進

- 犯罪をした人などが保健医療、福祉、介護等の必要なサービスを適切に受けられるよう、さいたま保護観察所、埼玉県に所在する矯正施設、埼玉県地域生活定着支援センターといった公的機関等ならびに市の関係部署等と連携して適切な支援につなげていきます。

(3) 学校と連携した修学支援の実施等

- 小・中学校等における非行の未然防止に向けた研修会の開催や、児童・生徒指導に関する情報交換を行うとともに、問題行動等を起こした児童・生徒に対しては、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）との面談や個別指導等により本人の立ち直りを支えます。
- 学校に在籍している保護観察対象者に関して、教育相談などを通じて学校、保護司会、さいたま保護観察所等が連携して協力体制の構築に努めます。

(4) 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- 久喜・幸手地区保護司会幸手支部からの推薦や市役所等の公的機関、各種団体等の推薦により保護司の人材確保に努めます。また、保護司会や更生保護女性会の活動、雇用によって立ち直りを支援する協力雇用主などの活動を広く市民に周知します。
- 犯罪をした人などの立ち直りを支えるため、市民一人ひとりが犯罪をした人などに偏見を持たず、人格を尊重することの重要性について理解を深める広報・啓発活動を推進します。

基本目標Ⅲ 地域福祉の基盤づくり

施策1 身近な相談・支援の推進

■ 現状と課題

全国的に個人や世帯が抱える複雑・多様な生きづらさやリスクが顕在化し、社会的孤立など関係性の貧困、ダブルケア^{*1}や「8050問題^{*2}」など、従来の属性別の支援だけでは対応が難しくなっている状況がみられます。

このような課題に対応するため、市は福祉総合支援体制を構築し、複合課題のあるケースに対して、包括的かつ総合的に支援を行う検討を進めてきました。また、地域包括支援センターによる高齢者の相談支援とともに、障がいのある人の相談支援は埼葛北地区基幹相談支援センター（トロンコ）と連携して取り組んでいます。さらに幸手市こども家庭センターの運営、介護相談員の派遣など各福祉分野において相談支援の充実に努めてきました。

市民アンケートでは、地域福祉を推進するための重点として「丁寧できめ細かな相談支援」が高くあげられているほか、社会福祉協議会に対しても「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が最も期待されています。

市民の様々な相談に対し、各分野の福祉窓口において相談対応の充実を図る一方で、属性や世代、分野等にとらわれず一体的に受け止め、各分野の相談窓口では対応困難な複合的課題や、ひきこもり、ヤングケアラーといった制度の狭間に對応する課題に対して包括的かつ総合的に支援する体制が求められます。

*1 ダブルケア：育児と介護などが同時期に発生する状態のこと。

*2 8050問題：80代の親が50代の子の世話をする社会問題のこと。

■ 今後の方向性

- 様々な相談に対し属性や世代、分野等にとらわれず一体的に受け止め、多職種連携による相談支援の充実に努めます。
- 各分野の福祉窓口での相談対応の充実を図るとともに、生活の不安や心配ごとなどについて身近に相談できる環境整備や制度等の周知に努めます。
- 各分野の相談窓口では対応困難な複合的課題や、ひきこもり、ヤングケアラーなど制度の狭間に對応する様々な課題について包括的かつ総合的に支援する体制を構築します。

みんなで目指す姿

○誰もが身近なところで相談ができ必要な対応がなされることで、支援を必要としている人が見逃されない地域が築かれています。

■成果指標

指 標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
気軽に相談できる人や相談機関がある人の割合	59.7%	65%
地域の福祉団体や機関について「いずれも知らない」人の割合	13.0%	10%

施策・事業の展開

(1) 総合的な相談支援体制の充実

○多様な相談に対して、保健福祉総合センター（ウェルス幸手）を中心としながら、属性や世代、分野等にとらわれない一体的な相談の受け止め体制を強化します。また、多機関との連携のもと、専門の相談窓口や専門職・関係機関による支援への橋渡しの役割を担います。

(2) 分野別の相談支援の強化

○保健福祉総合センター（ウェルス幸手）を拠点に、障がい者、高齢者、児童といった分野ごとに保健福祉に関する高い専門性を持った人材を確保して、相談機能の充実を図ります。

○幸手市生活自立支援センターにおいて、生活困窮者や生活上の困難や悩みを抱えた人の相談支援を充実します。

(3) 複合的課題への対応

○高齢・障がい・児童・生活困窮等の各分野の相談支援体制では対応困難な課題や、ひきこもりやヤングケアラー*など制度の狭間にあるケース（複合課題）について包括的かつ総合的に支援していく体制を整備します。

* ヤングケアラー：本来大人が担う家事や家族の世話を日常的に行っている18歳未満のこどものこと。

施策2 保健・医療・福祉の連携の推進

■ 現状と課題

本市では、幸手市医師会・幸手市歯科医師会・幸手市薬剤師会や日本保健医療大学等関係団体や専門機関とも連携しながら、健康づくり・介護予防事業、認知症予防といった地域活動を行ってきました。

また、在宅医療・介護連携推進事業を杉戸町と共同で北葛北部医師会に委託し、東埼玉総合病院内の地域ケア拠点「菜のはな」において医療と介護の関係機関、地域住民が連携して地域包括ケアの充実に取り組んでいます。

地域団体アンケートでは、行政や幸手市社会福祉協議会とのパートナーシップについてそれぞれ半数程度が良い関係ができているとの回答でしたが、今後については市民や関係団体と意見交換しながら議論を重ねていくことの重要性が指摘されています。

地域住民が保健・医療・福祉に関わるサービスを総合的かつ安心して受けられるよう、地域の医師会や関係機関、地域のコミュニティ活動とのゆるやかなつながりの中で、地域の在宅医療・介護が一体的に提供できる連携体制を引き続き推進していく必要があります。

■ 今後の方向性

- 保健・医療・福祉に関わるサービスを総合的かつ安心して受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会など関係機関との連携を図ります。
- 地域の在宅医療・介護が一体的に提供できるよう、医療と介護の関係機関が連携して多職種連携による在宅医療、介護サービスの取組を推進します。

■ みんなで目指す姿

- 支援を必要とする人が関係機関につながり、多職種連携のもとで必要な対応がなされることで、誰もが安心して暮らし続けられます。

■成果指標

指 標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
市の保健福祉施策（サービス）が充実していると感じる人の割合※1	43.2%	50%
住民と行政とのパートナーシップができているとした地域団体の割合※2	54.5%	60%
住民と社会福祉協議会とのパートナーシップができているとした地域団体の割合※3	66.7%	70%

※1 市民アンケート調査「とても充実している」「まあまあ充実している」の合計値

※2 地域団体アンケート調査「良い関係ができる」と「ある程度良い関係ができる」の合計値

※3 地域団体アンケート調査「良い関係ができる」と「ある程度良い関係ができる」の合計値

■ 施策・事業の展開

（1）認知症や心の健康リスクが高い人への対応

- 地域住民、民間事業者、その他関係機関と連携して認知症の人やその家族を見守り、必要な支援につなぐとともに、認知症初期集中支援チームの活動や幸手市医師会の協力のもと、早期診断・治療の体制づくり、周知に取り組みます。
- 誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、保健・医療・福祉の連携を進め、心の健康が損なわれ、危機的な状況にある人にいち早く気づき、必要な相談・支援機関につなぐ支援に取り組みます。

（2）在宅医療・介護の一体的な提供の推進

- 在宅医療・介護サービスの情報の共有や関係者の研修、在宅医療・介護サービス提供体制の構築などを行うとともに、地域の医療・介護関係者などに対して、在宅医療、介護サービスに関する相談や連携調整を行います。
- 地域ケア拠点が中心となり、医師や歯科医師、薬剤師、訪問看護師、理学療法士、ケアマネジャー等の多職種による連携体制の強化に努めます。

施策3 情報提供及び福祉サービスの充実

■ 現状と課題

福祉に関する情報提供については、市ホームページやSNS、広報紙やチラシなどで周知しているほか、福祉分野ごとに、高齢者のくらしの便利情報や障がい者の福祉ガイド、さっちゃん子育て応援ナビ、子育て支援ガイドなど、各種の福祉制度や地域の情報提供に努めています。また、福祉サービスについては、各分野の福祉計画に基づき多様な市民ニーズに応じた制度や福祉サービスの充実に努めてきました。

市民アンケートでは、福祉情報の入手先は市の広報紙や回覧板が多い中で、友人や知人とのつながりによって情報を得る機会も比較的高い割合でした。また、前回調査よりも情報を入手できている割合が高くなっている一方で、ほとんど入手できていない人も約3割いるため引き続きの課題となります。

地域で様々な生活課題を抱える人や支援を必要としている人が、必要な時に適切かつ迅速に支援を受けられるよう、福祉サービスの情報提供に努めていくとともに、分野別の市の福祉計画を着実に推進し、市民ニーズに対応する福祉サービスの充実に努めていく必要があります。

■ 今後の方針性

- 様々な生活課題を抱える人や福祉サービスを必要とする人が、適切かつ迅速に支援を受けることができるよう、福祉サービスの情報提供の充実に努めます。
- 子育て支援や高齢者・障がいのある人への支援など、分野別に市の福祉計画を着実に推進し、市民ニーズに対応する福祉サービスの量的・質的確保を図ります。

■ みんなで目指す姿

- 地域の福祉サービスが充実し福祉制度等の情報がしっかりと市民に伝わることで、必要な時に必要なサービスを利用しながら安心した暮らしが続けられています。

■成果指標

指 標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
自分に必要な福祉サービスの情報が「ほとんど入手できていない」人の割合	31. 9%	25%
コミュニティ活動や地域の課題などについて情報共有のしくみができている地域団体の割合※1	36. 4%	40%
市の保健福祉施策（サービス）が充実していると感じる人の割合※2	43. 2%	50%

※1 地域団体アンケート調査「できている」「おおむねできている」の合計値

※2 市民アンケート調査「とても充実している」「まあまあ充実している」の合計値

■ 施策・事業の展開

(1) 福祉サービス情報提供の充実

- 介護や障がい者福祉、医療に関する情報のほか、出産や子育てに関する情報なども冊子やSNS等を通じて、必要としている人に確実に届けられるよう、あらゆる機会を活用した情報提供の充実を図ります。
- 視覚障がいや聴覚障がいのある人、外国人など情報を理解しづらい人に対する情報伝達手段の充実を図り、情報のバリアフリー化を進め情報格差の解消に努めます。また、市ホームページや広報等の媒体については、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、だれにでもわかりやすい情報提供を心がけます。

(2) 多様なニーズに応じた福祉サービスの充実

- 多様なニーズに応じた福祉サービスの充実を図るため、市の各福祉計画の着実な進捗を図ります。

基本目標IV 安心できる生活の基盤づくり

施策1 安全・安心な暮らしの確保

■ 現状と課題

市民が協働しながら安全・安心に暮らせる地域づくりを進めていくことは重要です。市は行政区と連携して災害時における自主防災組織の必要性の周知等に努めてきたほか、地域の防犯パトロールや民生委員・児童委員による見守り・声かけ活動などを推進してきました。その他、虐待防止の取組や消費者トラブルに関する相談対応、ひとり親家庭や生活困窮者などの自立支援、子どもの学習支援などにも努めてきました。

市民アンケートでは、避難場所の認識など災害対策に関する項目が前回調査よりも高くなつた一方で、引き続き、災害時の避難行動要支援者対策など防災に関する取組の推進が上位にあげられています。

今後とも市民、地域、関係団体との連携のもとに地域ぐるみの防災・防犯活動を推進していく必要があるほか、虐待防止に向けた地域ネットワークの強化など関係機関とも連携・協力して安全・安心に暮らせる地域づくりの取組を充実させていく必要があります。

■ 今後の方向性

- 避難行動要支援者対策や災害ボランティア活動等の充実を図るため、市民、地域、関係団体との連携のもとに地域ぐるみの防災・防犯活動を推進します。
- 虐待防止に向けた地域ネットワークの強化に取り組み、関係機関と連携・協力して虐待の防止に努めます。

■ みんなで目指す姿

- 地域の支え合いや助け合い活動により誰もが温かく見守られながら、個人の存在や価値観が尊重され、安全・安心に暮らしています。

■ 成果指標

指 標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
地域の防災訓練等に参加している人の割合	18.3%	20%
ご近所に見守りが必要な人や気にかかる人がいるか「わからない」人の割合	29.4%	25%

■ 施策・事業の展開

(1) 防災・防犯対策の充実

- 避難行動要支援者名簿の充実を図るとともに、関係機関への情報提供に努め、災害発生時に必要な支援を行います。また、避難行動要支援者の安全・安心の確保のため、個別避難計画書作成を推進します。
- 大規模災害の発生に備え、災害ボランティアセンターの運営訓練を行うとともに、社会福祉協議会による災害ボランティア登録制度を支援します。
- 災害時に高齢者や障がいのある人などが安心して避難所生活が送れるように、関係機関と連携しながら福祉避難所の確保・充実に努めます。
- 警察署との連携により、地域における犯罪の発生状況を把握し、防犯パトロール等の充実を図ります。さらに、関係団体の協力による啓発活動や情報提供を通じて防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの活動を支援します。また、防犯カメラの設置による防犯体制の強化についても併せて検討します。

(2) 虐待等の防止

- 関係機関と連携・協力して、地域での虐待防止のためのネットワークの強化を図り、高齢者や障がいのある人などに対する虐待の防止及びその早期発見、早期対応に努めます。
- 地域の関係機関・団体による要保護児童対策地域協議会により、児童虐待の早期発見と適切な支援を行います。
- 潜在化しやすい子どもや高齢者、障がいのある人などへの虐待について、市民への相談窓口の周知徹底を図り、虐待が疑われる事例の報告を促します。また、報告に対する速やかな状況把握と対応に努めます。
- DVやストーカー、セクハラ等への対策を図るとともに、関係機関と連携しながら、被害者の安全確保に努めます。

施策2 誰もが住みよいまちづくりの推進

■ 現状と課題

誰もが住みよいまちづくりに向けて、市内循環バス等の活用検討や福祉タクシー券の配布など外出が困難な人の外出支援に努めてきました。また、近隣のスーパー やドラッグストアによる身近な地域での移動販売車による買い物支援策も進められています。

市民アンケートでは、定住意向が約7割で前回調査よりも高くなり、自由記述では幸手市は子育てがしやすいまちといった意見が聞かれました。しかし、その一方で、今後も高齢化が進行していくため、高齢になっても買い物や通院など地域で自立した社会生活を送り、地域活動等への参加にもつながれるよう、移動手段の充実や人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくことが求められます。

■ 今後の方向性

- 買い物や通院など地域で自立した社会生活を送り、地域活動等への参加にもつながるよう移動手段の充実に努めます。
- 高齢者や障がいのある人、すべての市民が安心して社会生活を送れるよう、人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

■ みんなで目指す姿

- 地域で自立した社会生活を送り、地域活動にも参加しやすいまちづくりが行われていることで、誰もが安心して暮らしています。

■ 成果指標

指 標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
今住んでいる地域に愛着がある人の割合※1	60.3%	65%
これからも幸手市に住み続けたい人の割合※2	69.6%	75%

※1 市民アンケート調査「大いにある」「ある程度ある」の合計値

※2 市民アンケート調査「住み続けたい」「できる限り住み続けたい」の合計値

■ 施策・事業の展開

(1) 移動手段の充実

- 市民ニーズに対応した公共交通体系の検討を行い、市民の日常生活を支える公共交通を確保するため、民間の公共交通事業者と連携して移動手段の充実を図ります。
- 屋外での移動が困難な障がいのある人などに外出の支援を行い、地域で自立生活や社会参加することを支援します。

(2) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- すべての市民が安心して社会生活を送れるよう、公共建築物や道路、公園等の公共施設を中心にバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立った、人にやさしいまちづくりを推進します。

施策3 権利擁護の推進（幸手市成年後見制度利用促進基本計画）

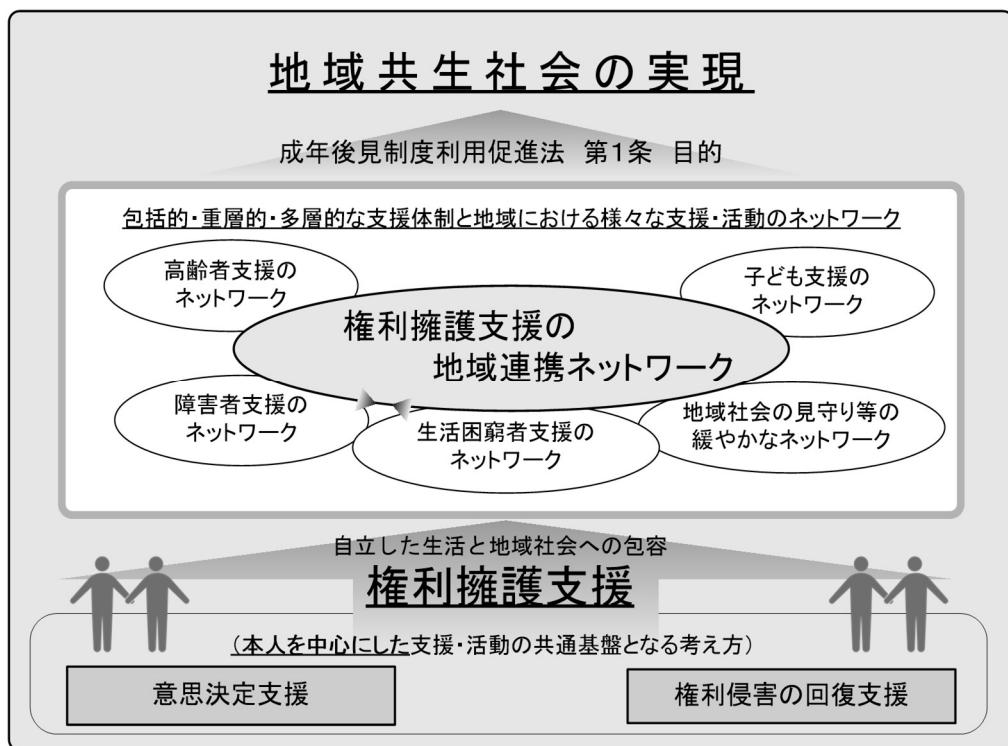
■ 現状と課題

近年、我が国では人口減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しており、地域共生社会の実現を目的とした様々な福祉施策等が進められています。

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしております。より一層の取組強化が求められています。

今後、成年後見を必要とする人の増加が予想される中、地域で支援を必要とする人々を支えるための中核機関を設置し、本人を中心とした権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実や、市民後見人の育成・支援など成年後見制度の利用を促進していく取組が求められます。

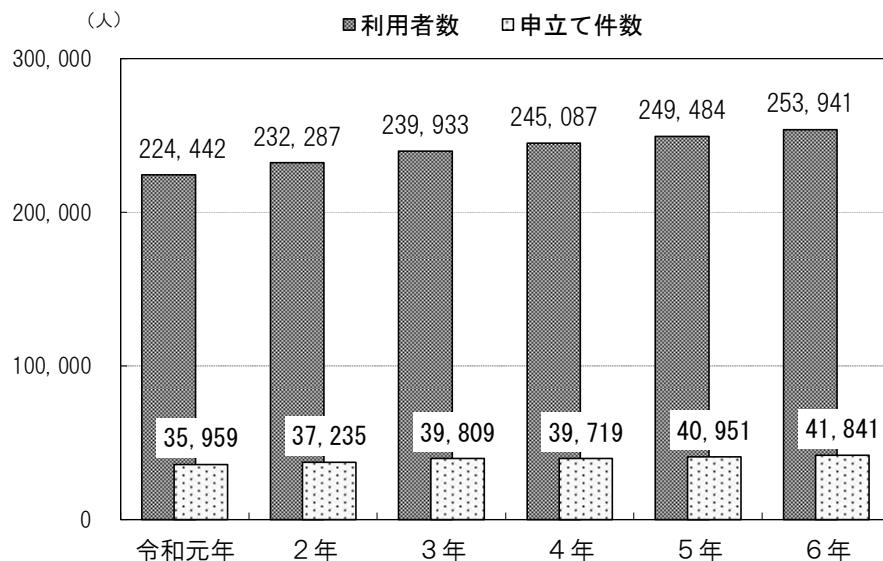
■ 成年後見制度の利用促進に向けて



出典：厚生労働省

全国の成年後見制度の利用者数をみると、令和6年は253,941人です。また、申立て件数は令和6年が41,841人であり、成年後見制度の利用者数及び申立て件数とも増加傾向にあります。幸手市の成年後見制度の利用者をみると、令和6年度は法定後見合計が69人です。

■成年後見制度の利用者数及び申立て件数の推移（全国）



出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

■成年後見制度利用者数（市）

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法定後見合計	80	75	79	74	69
(後見)	71	66	67	65	60
(保佐)	7	7	10	7	7
(補助)	2	2	2	2	2

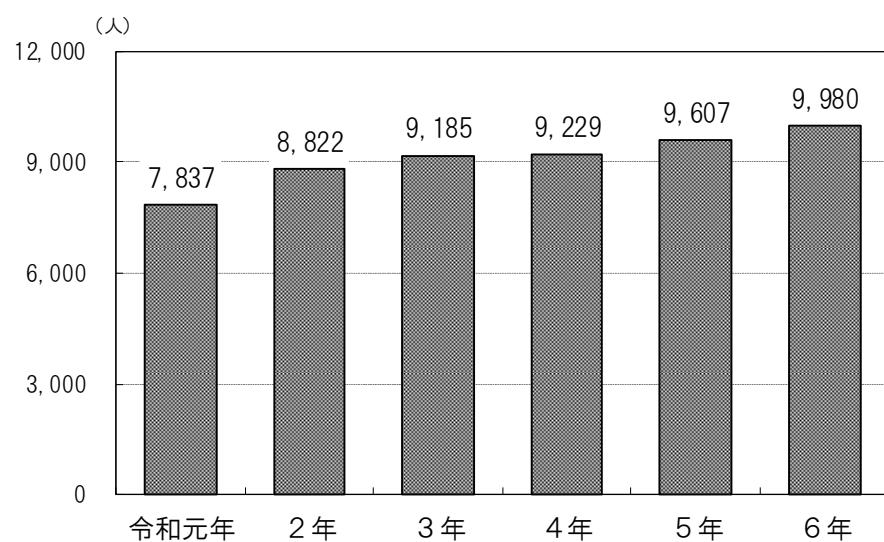
出典：さいたま家庭裁判所久喜出張所（各年度12月末時点）

※法定後見は、本人の判断能力に応じて「後見（判断能力が欠けているのが通常）」、「保佐（判断能力が著しく不十分な方）」、「補助（判断能力が不十分な方）」の3種類が用意されています。

成年後見制度の利用が必要な状況にも関わらず、本人や家族によって申立てを行うことが難しい場合など、市区町村長が家庭裁判所に対して成年後見開始の審判申立て等を行うことができます。

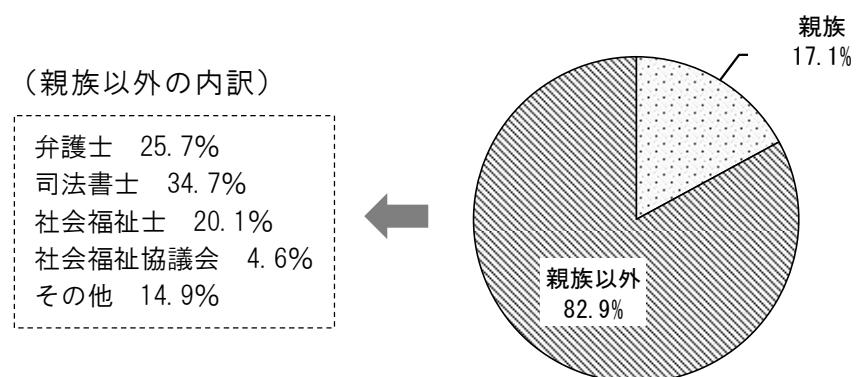
市町村長申立て件数は、毎年、増加しています。また、成年後見人等と本人との関係は、親族以外の第三者が受任するケースが82.9%で高い割合です。

■市区町村長申立て件数の推移（全国）



出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

■成年後見人等と本人との関係（全国）



■ 今後の方向性

- 成年後見制度等の理解促進に向けて、制度の周知や権利擁護の支援策の普及啓発を進めます。
- 必要な人が安心して成年後見制度を利用できるよう、専門職団体と連携して相談対応や後見人の活動支援などの運用改善等に努めます。
- 住み慣れた地域で安心した生活を送る権利が守られるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制を構築するとともに、成年後見制度の利用につながる仕組みを検討します。

■ みんなで目指す姿

- 地域連携ネットワーク体制が充実することで、判断能力が不十分な人に対する権利擁護支援が行われ、本人の地域生活が支えられています。

■ 成果指標

指 標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
成年後見制度について「言葉も聞いたことがないし制度もまったく知らない」人の割合	24.7%	20%

■ 施策・事業の展開

(1) 成年後見制度等の理解促進

- 広報紙やホームページによる情報発信、制度周知のためのリーフレットの作成等を通じて、成年後見制度等の理解促進と権利擁護の支援策の普及啓発を進めます。

(2) 成年後見制度の運用改善等

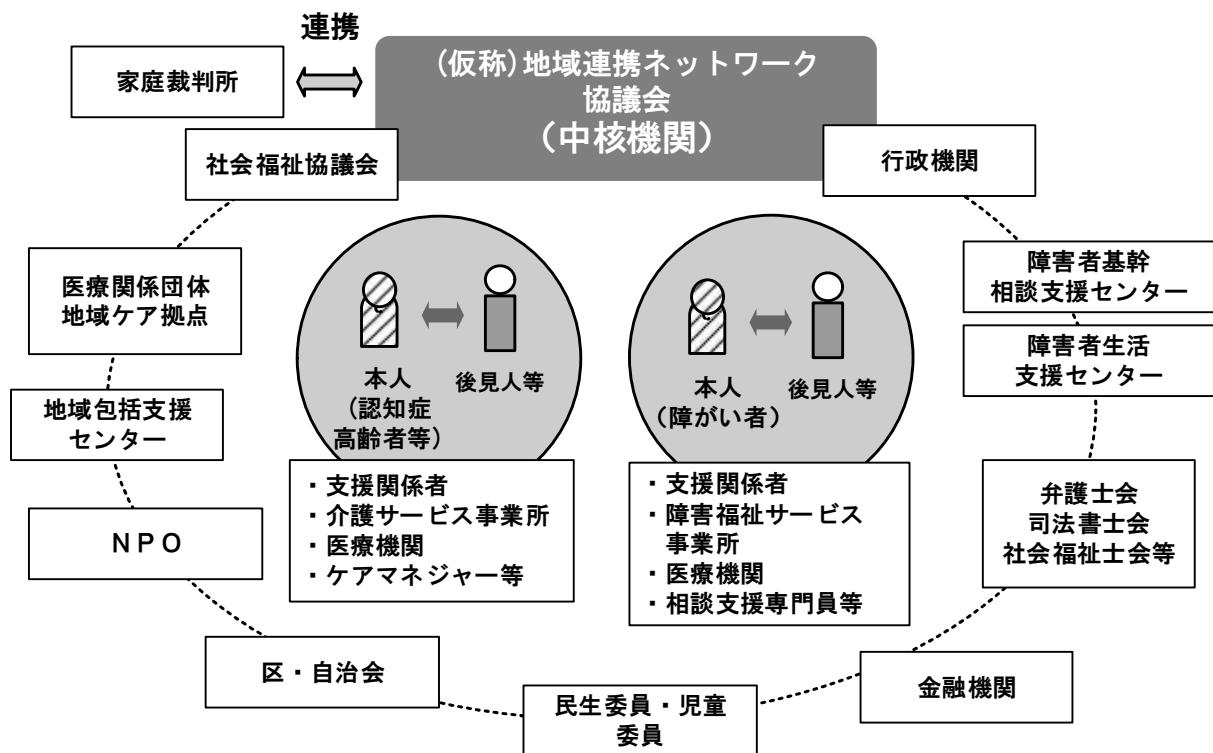
- 成年後見制度に関する相談対応や専門職団体との連携を強化し、後見人の活動を支援することで、必要な人が安心して制度を利用できる運用改善等を進めます。

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制を構築し、支援の必要な人の早期発見に努めながら成年後見制度の利用につなげられる仕組みづくりを検討します。

■権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制のイメージ

権利擁護支援の必要な人が、本人らしい生活を守るために制度として成年後見制度を利用できるよう、中核機関や相談窓口を根幹としながら、行政、社会福祉協議会、家庭裁判所、事業者など支援関係者が連携して、必要な支援につなげるネットワーク体制の構築を検討していきます。



(裏白)

第5章 計画の推進

(裏白)

第5章 計画の推進

1 協働による計画の推進体制

(1) 地域福祉を進める人材の育成と確保

地域福祉活動を主体的に推進する関係団体については、メンバーの高齢化や新しいメンバーが入らないこと、リーダーや後継者が育成されないといったことが課題にあげられており、地域福祉を進める人材の育成と確保が重要な課題です。

そのため、地域活動の担い手を増やすため、各活動のさらなる広がりや新たな活動の場の提供、研修等による人材育成に努めます。

(2) 協働による取組の推進

計画の推進にあたっては、様々な地域資源を有効に活用することが重要です。

そのために、地域のボランティア活動や市民活動をはじめ、県、医療機関、企業、教育機関など関係機関が情報を交換し、連携を深めていく必要があります。本計画は、以下のそれぞれの役割に基づき、協働による着実な計画の推進に努めます。

(3) 各主体に望まれる役割

【市民、地域団体の役割】

市民は地域福祉の主役として、重要な役割を担っています。市では、これまで市民が主体となった支え合いの充実に向けた取組や、ボランティアやNPOによる市民主体の取組が進められてきました。地域福祉の取組は、隣近所とのあいさつ、自治会活動や地域イベント等への積極的な参加を通じた人間関係づくりが基本となります。朝夕のこどもたちの見守り活動や隣近所で困っている人への手伝いなど、身近なところから関わりを持ち、災害発生時における相互協力などへ発展していくことができるよう、身近なコミュニティづくりに参加していくことが期待されます。

【事業者や関係団体等の役割】

福祉サービスの事業者や関係団体は、専門性を活かし、質の高いサービスを提供したり、市民からの相談に乗ったりするなど、地域に密着した活動や福祉事業を開いてきました。今後も、サービスの提供者、地域福祉への協力者として、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、地域の取組や、他の事業者・関係機関との連携に取り組んでいくことが求められています。

【社会福祉協議会の役割】

社会福祉協議会は、従来から市民主体によるさまざまな地域福祉活動を推進し、また、市の福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間非営利組織として活動してきました。今後も、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、関係団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。

【行政の役割】

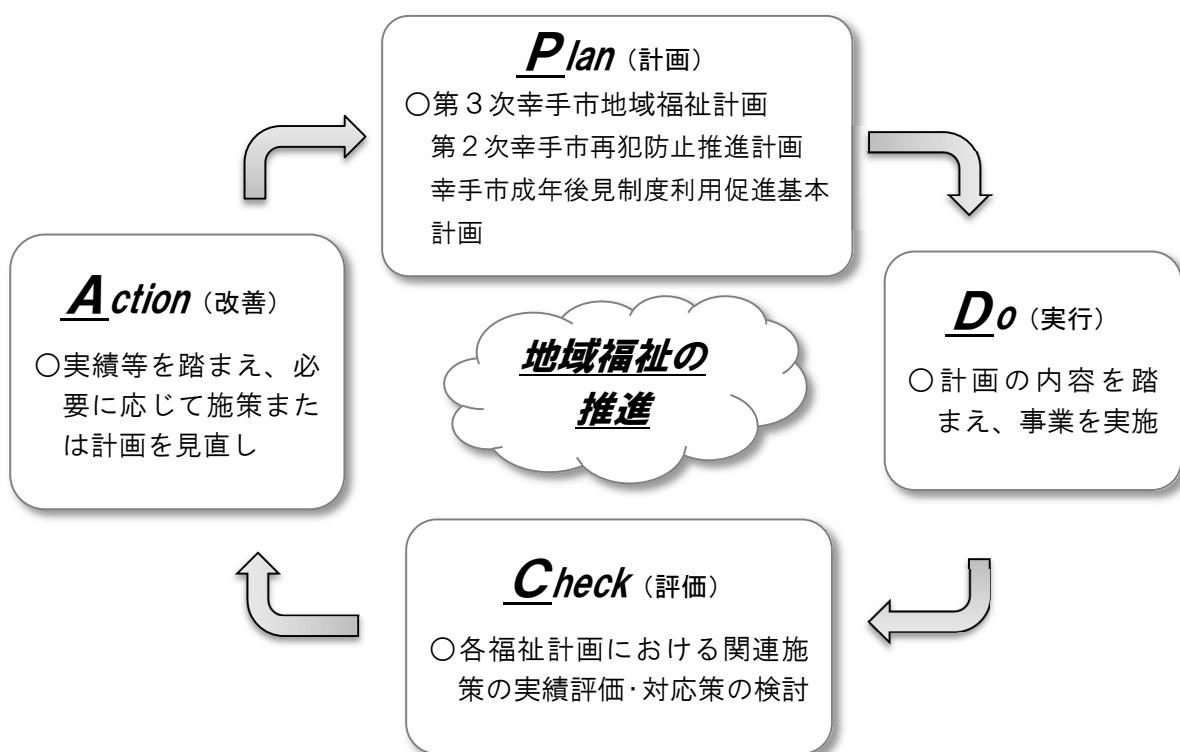
市は、地域における支え合い活動の充実を図るために、地域福祉に関するニーズなどの現状把握や施策の進行管理など、本計画に位置付けられた取組を総合的かつ一体的に推進します。また、各主体の役割や福祉分野における個別計画を踏まえながら、地域福祉のネットワーク体制の整備に努めます。地域の特性に応じたきめ細かな施策の実現に向けて、府内関係部署の連携を深め、この計画を推進します。

2 計画の点検・進行管理

○本計画の進行管理にあたっては、P D C A サイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action）による進捗状況の分析に努め、実効性のある計画を目指します。

○計画の全体的な進捗状況を毎年度把握し進行管理を行い、地域福祉計画の実績等を踏まえた評価を行い、必要に応じて施策または計画を見直し、改善を図ります。

■計画の進行管理（P D C A サイクルのイメージ）



(裏白)

